

<研究ノート>

占領期における広島原爆傷害研究所の整備と広島復興について

～米国側資料による ABCC と広島市の交渉過程を中心に～

中 川 利 國 (広島市公文書館長)

1 はじめに

この研究ノートは、占領期における ABCC (Atomic Bomb Casualty Commission: 原爆傷害調査委員会) 広島原爆研究所建設にいたる経緯について、当時の広島市関係者の関与および、この ABCC による施設整備等が広島復興に与えた影響について、明らかにするために執筆するものである。また、広島に関わる占領期関係資料の存在を広く紹介することも、この執筆の目的の一つである。

本稿をまとめるにあたり、2冊の著作から多くの示唆を得た。1冊目は、スーザン・リンディー (Susan M. Lindee) ペンシルベニア大学教授による *Suffering Made Real*¹ である。これは ABCC の調査研究活動を科学史の視点から分析したものであり、8年の歳月をかけて著された労作であるが²、残念ながら1994年(平成6年)の刊行から20年余が過ぎた今も邦訳されていない。この著作は、占領期に関しては主にワシントンの全米科学アカデミー (National Academy of Sciences: NAS) の資料、初期に ABCC の暫定所長であったジェームス・V・ニール (James V. Neel) の個人所蔵資料やインタビューに依拠した部分が多い。ABCC の調査研究活動の全体像を理解するうえで必須の著作である。

2冊目は、笹本征男氏の『米軍占領下の原爆調査³』である。国立国会図書館所蔵の GHQ/SCAP 資料に加えて、『広島新史 資料編 I 都築資料』やその他の日本側資料などを詳しく紹介しながら論考を進めている。日米双方の原爆調査がどのような意図を持って進められたかに焦点が置かれている。1995年の刊行ながら、前年に刊行されたリンディーの著作にも言及している。

この研究ノートは、被爆70年史編修発行事業の一環として占領期の資料収集を集中的に行った成果の一部をとりまとめたものである。資料としては、国立国会図書館所蔵の GHQ/SCAP 占領関係資料のマイクロフィルムを主として用いた。不鮮明なものについてはワシントンの国立公文書記録管理局 (National Archives and Records Administration: NARA) の原本を確認するとともに、NAS 所蔵の ABCC 関係資料の一部についても調査を行った。

なお、本稿において「占領軍」と記す場合は、1945年(昭和20年)から米軍側の占領任務全般を担った米太平洋軍 (ABCC との関係では米陸軍第8軍) と日本の間接統治の主体となった GHQ/SCAP の両方を含む。厳密には、占領軍には、オーストラリア軍を主体に、イギリス軍、ニュージーランド軍、英インド軍により編成された英連邦軍 (British Commonwealth Occupation Force: BCOF) も含まれるが、こちらは便宜上「BCOF」と単独で示す。GHQ/SCAP は「SCAP」と略す。また、宇品にあった暫定研究所と比治山の研究所は共に「広島原爆研究所」として報道されているため、本稿においてはそれぞれ「宇品研究所」、「比治山研究所」と記す場合がある。



図1 比治山に完成した広島原爆研究所
National Academy of Sciences 所蔵

2 ABCC の設立

1945年(昭和20年)9月、トーマス・F・ファーレル准将 (Brigadier General Thomas F. Farrell) らが率いるマンハッタン管区調査団に、オーターソン陸軍衛生科大佐 (Col. A. W. Oughterson, M.C., A.U.S.) の米国太

平洋陸軍軍医団調査班、シールズ・ウォーレン海軍衛生科大佐（Capt. Shields Warren, M.C., U.S.N.R.）の米国海軍日本技術調査団が合同して、広島および長崎の原爆被害状況を調査した。その後、被爆直後からの日本側の調査結果をふまえ、マンハッタン管区調査団およびオーターソンの軍医団と都築正男東京帝大教授率いる日本側調査団による、いわゆる日米合同調査団を結成して調査を継続するが、米国側は 1945 年の終わりに一次調査を終了している⁴。

1946 年 5 月 15 日オーターソン陸軍大佐は陸軍軍医総監へ、NAS の実行組織である全米研究評議会（National Research Council: NRC）に対して、原爆の人体被害に関する継続的な研究を「計画および監督」するよう勧告すべきという要請を行った。これを契機に、NRC の医療科学部議長であるウィード（Dr. Lewis H. Weed）が、陸・海軍、公衆保健局、国務省および米国がん協会等を集めて検討した結果、NRC の中に継続的な評議委員会を設置し、陸軍長官の顧問として数名を日本へ送り、その後の日本人科学者の研究を指導・奨励し、日本の科学研究機関の適切な部署と関係を構築するという方針が打ち出された。さらに、軍事占領が終了した後においても長期的に研究が継続されるよう、政府機関からの援助や必要な人員に関して権限と資金を供えた原爆傷害に関する委員会を、大統領命令により設置することが提言された⁵。

ここで注目されるのは、ABCC が発足する以前から、原爆傷害に対して占領終了後も継続される長期的な研究体制の必要性が認識されていたことである。リンディーによれば、当初の案では陸軍、海軍に加えて原爆開発の中心機関であったマンハッタン管区も、この研究チームに加わることが検討されていた⁶。占領終結後の活動も視野に入れると、研究活動は軍ではなく民間組織が行う必要があると考えられ、NRC が選ばれたのであった。設立当初からの占領終結後への意識は、後述するように施設整備に関する地元との交渉過程においても、地元との摩擦を極力回避しようとしたことに表れている。しかしながら、ABCC は民間機関でありながら、占領軍の全面的な監督および支援の下に活動せざるを得ないという状況にあり、さらに、当初は軍籍を有した職員が支配的な組織であったこともあり、軍と民間の二面性を持った奇妙な組織であった。

3 ABCC の発足から研究開始まで

ABCC は 1946 年（昭和 21 年）10 月、オースチン・ブルース博士（Dr. Austin M. Brues）、ポール・ヘンショウ博士（Dr. Paul S. Henshaw）、メルビン・ブロック陸軍衛生科中尉（Melvin A. Block, M.C., A.U.S.）、ジェームス・ニール陸軍衛生科中尉（James V. Neel, M.C., A.U.S.）の 4 人が任命されて暫定組織として発足した。11 月 4 日、この 4 人がワシントンの NRC に集められて計画の概要説明を受けるとともに、過去に行われた日米合同調査委員会の資料等に目を通し、調査計画に精通するよう指示された⁷。この当初メンバーにフレデリック・ウルリック海軍衛生科中尉（Frederick W. Ullrich, [j.g.], M.C., U.S.N.R.）を加えた 2 名の民間人と 3 名の軍人で組織された調査団は、11 月 25 日に東京に到着した^{8 9}。先に述べた大統領令については、11 月 26 日には海軍長官フォレストルの勧告がトルーマン大統領により承認され、ABCC は常設機関として正式なものとなった¹⁰。

その後、調査団は、占領軍の中核である米国太平洋軍（USAFPAC）や SCAP の公衆衛生福祉局（Public Health and Welfare Section: PHW）に対して調査団の目的を説明し、支援を要請するとともに今後の長期計画に対する協議も行っている。SCAP 発足時に発出された GHQ 一般命令第 7 号（1945 年 10 月 2 日）2-c 項および 2-f 項により、PHW はその所管に関係する活動に関して、日本および韓国における全ての非軍事使節・委員会、機関をその監督下に置き、連絡調整を行うこととされていたため、ABCC も民間組織として PHW の監督下に置かれたのであった^{11 12}。これにより、占領軍内における利害調整の局面において、PHW は監督者として ABCC の代理人の役割を担うことになった。

この 5 人の ABCC 調査団は、東京、大阪、京都、福岡で日本側の原爆調査に関わった大学等の機関や研究者を訪れ、日米合同調査団以降の日本側の研究進ちょく状況などについて情報収集を行うフォローアップ調査とともに、被爆地広島と長崎では地元の医療状況の確認や、今後の研究拠点の設置に関して地元との交渉を行っ

ている。

東京から都築博士を帯同した一行は、京都、大阪を訪問した後、12月6日に呉に到着した^{13 14}。彼らは呉でスナイダー中国地方軍政部長らへあいさつした後、自動車で広島へ向かった。市役所では山本久雄助役と松林鎭三保健課長の出迎えを受け¹⁵、「災害状況を聴取したのち市内各地を視察¹⁶」した。このとき木原七郎市長は、11月から胃潰瘍で日本赤十字社広島病院(以下「日赤病院」)に入院していたため対応できなかった¹⁷。ヘンショウは地元紙のインタビューに答えて「広島罹災者のため治療施設を新設するかどうかは県、市、各病院などと協議して決定したい¹⁸」と述べているが、この「治療施設」とは単に Clinical Laboratory (臨床研究所)の誤訳であろう。いずれにしても、この日に広島市に対して、研究所設置の構想が伝えられたのは間違いのないであろう。また、呉の軍政部を訪れた際に、ABCCはスネル海軍衛生科中尉 (W. M. Snell, Lt. [j.g.] , USNR) が独自に被爆者の調査を行っていることを知り、これが契機でスネルは ABCC へ参加することになった。彼らは7日まで広島で各病院を訪問、医療関係者と面会し、福岡・長崎へ向かった¹⁹。12月15日の22時に長崎を出発した一行は、16日から20日まで再び呉・広島を訪れ、呉共済病院と日赤病院との協議でそれぞれの一角に暫定施設を設けることに合意し、呉をコントロール・シティ (被爆地との比較対照都市) とする方針を決定した²⁰。また、この2回目の来広で重要な点は、産婦人科医、助産婦、松林市保健課長らとの協議を重ね、その後の遺伝学的調査の準備が行われたことである²¹。

彼らは1月初旬に、いったん当初目的の調査活動を終えた²²。ブルースとヘンショウは間もなく帰国し、1947年3月26日に調査結果『ABCC 総合報告書』を記者発表している。2月20日、ニールは改めて呉での任務が発令され、スネルは2月17日に呉に到着してPHWの配属となり、中国地方軍政部での暫定任務という形で発令を受けた²³。ブロックは、広島で被爆した患者のケロイドに関する調査や試料収集を継続し、4月13日に広島をたって帰国した²⁴。ケロイドに関する調査は、この時から一時中止された。これまでの日本人研究者のコントロール・データ (比較対照として焼夷弾など原爆以外の原因によるケロイド症例: 筆者注) との比較では、ケロイドの生成は被爆者特有の症状とは言えないというものであった²⁵。残されたニールとスネルの軍人2名で、ABCCの暫定的な研究活動や研究体制の構築に向けての準備を開始したのであった。

このABCCの活動初期において奇妙な点は、その活動資金の問題である。マンハッタン管区は、1946年8月1日に成立した原子力法により同年12月31日をもって原子力委員会 (Atomic Energy Commission: AEC) に引き継がれた²⁶。パトナム教授 (Frank W. Putnam) は、発足したばかりのAECからの資金提供が1948年4月13日に決まるまで、ABCCは大統領令で設置が認められた組織であるにも関わらず、その活動資金の裏づけがまったくなかった。この資金提供は、1947年7月1日にさかのぼって2年間とする契約に基づき行われ、それまでの資金はNASや占領軍から提供されたと説明している²⁷。軍が外部に資金提供することは、予算局の規則により禁止されていたため²⁸、ABCCに対して占領軍が行ったことは、物資の融通や住宅・移動の便宜供与であった。ただし、1947年10月末の時点で、AECから送られた資金残高(約\$5,500)の十分の一以下であったが、米がん協会からの資金(約\$470)を別口座で管理するという記録があることから、はやくからAEC以外からの資金提供もあったことがわかる²⁹。

ABCCの広島における最初の研究施設は、1947年3月に日赤病院の2部屋を借用して暫定的なものとして開設された。3月10日にそれまでの2カ月間東京や横須賀等で集めた研究器材等が到着した。広島の研究活動が軌道に乗った後、呉の準備をはじめると記録にある³⁰。25日から29日まで、スネルが再び上京して必要な研究器材を集めており、実際の研究体制は3月末に整った。スネルとニールは血液学的調査を開始したが、患者はわずかであった³¹。一方、遺伝学的調査については、着々と準備が進められていた。

その後のABCCの施設整備における大きな課題としては、(1) 広島・長崎における恒久研究施設の整備と、その恒久施設整備までの間の暫定施設の確保、(2) 比較対照調査を目的とした呉・佐世保での研究施設の整備であった。

4 浅野図書館をめぐる CIE と ABCC との争奪戦

(1) CIE と ABCC の対立

小町にあった浅野図書館は、1926 年（大正 15 年）5 月に元藩主である浅野家の所蔵図書を中心とした図書館として落成し、その後建物・蔵書の全てが広島市へ寄贈され、1931 年（昭和 6 年）10 月から市立浅野図書館となった。爆心地から 730 m の距離で被災したため、建物本体も大きく損傷し、その後の火災により内部も全焼の被害を受けた。1947 年の夏ごろは、まだ被災した当時のままの無残な姿であった。



図 2 被災後の浅野図書館（1945 年秋）
米国戦略爆撃調査団撮影 / 広島平和記念資料館提供

GHQ/SCAP の民間情報教育局 (Civil Information and Education Section: CIE) は日本の民主化政策における重要な社会教育施設として、CIE 図書館を各地に開設した。名古屋、京都に続き広島を含む 14 市への設置が、1947 年 12 月 30 日付 GHQ 指令 (SCAPIN5083-A) として、日本政府に命令された。この指令では、広島設置場所として山陽記念館が指定されている³²。山陽記念館は、「日本外史」で知られた頼山陽を記念して、1935 年（昭和 10 年）に完成した鉄筋コンクリート造 2 階建の建物であった。爆心地から 400 m の近距離にあり、内部は展示物もろとも全焼したが、日本銀行広島支店の影にあたり爆風の被害が軽減されたためか、小規模な建物でありながら躯体は残されていた。

この指令に先立つ 1947 年 8 月 14 日、CIE の担当官が広島で現地調査を行ったところ、市立浅野図書館（小町）、山陽記念館（袋町）と保険ビル（袋町：旧富国生命ビル最上階とその下階）の 3 カ所が CIE 図書館の設置場所候補としてあげられ、中でも浅野図書館が第一候補とされた。この時の CIE の調査では、楠瀬常猪知事や浜井信三市長ら県市の関係者とも協議が行われており、彼らは図書館が開設されることに非常に関心を示していると記されている³³。

この CIE による動きを察知してか、9 月 3 日に ABCC も浅野図書館を長期的な研究を行うための恒久施設の候補としたいと SCAP へ書簡を送っている³⁴。ABCC としては、原爆傷害に関する長期のフォローアップ調査研究計画がワシントンで検討されている最中であったが、CIE の動きにも言及していることから、施設の確保が手遅れにならないように SCAP へ意思表示を行ったものであろう。この書簡において、この施設は ABCC にとって最適な施設であると評価し、CIE の図書館としてではなく ABCC の研究施設として活用されるべきと SCAP に強く進言している。³⁵ この時期から、CIE と ABCC による浅野図書館の争奪が始まる。

この争いには、完成後の CIE 図書館を所管し、運営することになる「広島軍政部」とその統括部署である「中国地方軍政部」も関わっている。広島軍政部は 9 月 8 日の SCAP に対する月例報告³⁶において、「ABCC は、他の適地（候補地）が提示されたにも関わらず、（浅野：筆者注）図書館を調達したいと望んでいる。本軍政部としては、ABCC の要請が却下されることを要請した（筆者訳）」と ABCC への対抗姿勢をあらわにしている。この報告書の「他の適地」がどこを指すのかは不明である。

(2) ABCC のロジスティクス問題

ABCC が占領下の日本で活動する際に、最も大きな制約として立ちはだかったのは、ロジスティクスの問題であった。このロジスティクスとは、簡単にいえば物資の供給と移動・輸送手段の確保であり、ABCC においては、調査研究のための医薬品や医療器材の確保、主に米国人職員住宅の確保、広島・長崎の 4 カ所の調査都市と事務局、第 8 軍や SCAP がある東京方面との国内移動の確保、日本人職員の雇用、さらに、研究施設の整備のための資材や労務の確保という問題であった。

第一の研究用の医薬品等については、かなり初期から占領軍の余剰品が提供された。陸軍省から太平洋軍への 1947 年 3 月 11 日付電信 WCL-28139 により、事後精算による政府機関間の物品等の融通について定めた陸軍省回覧 262 (WD Circular 262, 1946 年 8 月 29 日) を民間組織である ABCC に対しても適用することが指

令された³⁷。この通知には、住宅や食料の提供に加えて、国内移動やPX（酒保・売店）の利用といった便宜供与も含まれている。その後、必要な医薬品については、第8軍の第5医療倉庫へ直接請求する態勢がとられた。しかし、第8軍の医薬品や機材は、占領任務に関する軍人・軍属への医療や、天災や大規模な伝染病等に対する救援医療のものであり、ABCCが必要とするものとは一致しない場合があった。その場合は、本国から直接輸入する以外に方法はなかった³⁸。また、調査研究体制を整える際に、高度な医療機器を調達する必要があったが、これらも占領軍に頼ることはできなかった。

第二のABCCの住宅問題は、広島市内に米国人³⁹が住むために適当な住宅がなかったことである。米国人の住宅については、独身者のための独身士官宿舎（Bachelor's Officers Quarter: BOQ）と家族住宅（Dependent House）の二種類を確保する必要があった。初期の頃は、軍政部の職員らと同じく江田島のノースキャンプの占領軍用住宅が、その後BCOFの撤退が進むにつれて、呉市広町の虹村の家族住宅にもかなりの数がABCCへ割り当てられた。一部には、ブラック・ハウスと呼ばれた旅館を改造したBOQを呉市内に確保した例もある。住宅問題は、職員の増員時期に合わせて適時に住宅を確保する必要があったが、占領軍用施設を統括する横浜の占領軍参謀部G-4や、地元の中国地方軍政部およびBCOFと交渉を行わなければならないなど、関係機関の多さもABCCを悩ませた。この住宅問題に関して幸運であったことは、ABCCによる職員の増員とBCOFによる占領部隊の規模縮小が、ほぼ同時期であったことである。一時は中四国地方全域を占領地域としたBCOFも、イギリス、ニュージーランドと各国が次々と占領部隊を撤退させ、主軸であるオーストラリアも兵力を維持できず、1948年12月17日には広島県と岩国警察管区にまで占領地域を縮小せざるを得なかった⁴⁰。これにより、BCOFが使用する施設も余剰になったため、徐々に接收が解除されていったのである。住宅や食堂の確保に悩んでいたABCCにとっては、こうした状況は好都合であった。

しかしながら、それぞれの住宅所在地から広島市内への通勤が、大きな時間と費用のロスであることがはやくから問題となっており、恒久研究施設の整備の進展に併せて職員の増員が計画されるにつれ、広島市内へ職員住宅を確保するべく、広島市へ用地のあっせんを依頼している⁴¹。

第三に長期的に調査研究を行うための恒久研究施設の整備についてである。占領期の日本においては、占領当初に無条件で接收された旧軍用施設を除くと、占領軍と日本政府の間で厳密な調達ルールが定められている。占領初期には、各地方部隊おのおのが施設所有者へ口頭で接收を命令するなど混乱した時期もあったが、徐々に接收手続きが整備されていった⁴²。民間や政府所有の施設を接收する場合には、地方部隊等からの要請が調達区域事務所（全国4カ所）へ、さらに占領軍の調達を一元的に管理する第8軍（軍政局調達課、のちに調達局）⁴³に送られ、日本政府に対する調達要求（Procurement Demand: P.D.）が発出されることになる。（調達区域事務所が、割り当て分から自らP.D.を発行する場合もあったが、例外的なP.D.であるABCCに関しては発行されなかった）この調達要求に基づいて、日本政府の責務として施設の接收やそれに伴う改修や新築が行われた。占領行為に必要な兵站の提供は日本政府に課せられていたため、調達要求に基づく改修・新築の費用も日本政府の費用負担で行うことになっていた。こうした接收手続きにより、補償費が日本政府から接收施設の所有者へ支払われるのであった⁴⁴。ABCCも占領軍と同様の手続きが必要であった。ABCCが当初調査活動を開始した日赤病院の3室は、調達要求（JPNR794-A）により1947年3月1日に2室（526.5ft²、約49m²）、同年10月10日に1室追加され、合計731ft²（約68m²）が接收リストに記載されていることから⁴⁵、占領軍の調達規則に従って直接の借り上げではなく接收という形をとったことがわかる⁴⁶。

また、広島で施設整備を行う際には、当時の広島の占領任務がBCOFによって行われていたことも影響した。BCOFの占領地域においては、全ての占領軍施設の管理とともに、こうした調達窓口および修繕・改修・新築等の営繕設備工事の監理も全てBCOFが担っていた。ABCCが施設整備を行うためには、東京のPHW、横浜のG-4、呉の中国地方軍政部・広島軍政部に加えて、BCOFにも協議や協力依頼を行う必要があった。さらに、NRCやAEC等ワシントンとの調整や承認を得る必要もあるなど、かなり複雑な組織関係の中で協議・交渉を

余儀なくされたのであった。

しかしながら、占領軍ではなく、また、占領任務ではない活動を行う民間組織であった ABCC が、施設に対する調達要求ができると解釈された理由や経緯は明らかでない。先に述べた医薬品等の融通であれば、米国の軍と民間組織の問題として、米国独自の判断で例外を認めることは可能だが、調達要求は占領軍と日本政府とに関わるものであり、「対日理事会」等において関係国との調整が必要だったのではなかったのか、疑問が残るところである。ABCC は、実質的な政府機関として位置づけられていたと考えられる。ただし、ABCC の活動に要する費用は、占領費用とは認められないため、SCAP が負担した費用は、事後精算の形で ABCC により支払われた⁴⁷。

最後に国内移動の確保という点については、ABCC は占領終結時まで占領軍に全面的に依存していた。具体的には、SCAP の軍人や民間人と同等に扱われ、ABCC の職員も PHW による旅行命令の手続きをへて国内移動を行っている⁴⁸。

(3) 浅野図書館に関する占領軍内での調整

1947 年 10 月 5 日、ワシントンでの ABCC の長期計画の検討が終了したため、軍務を完了して民間人となったニールが臨時所長 (Acting Director) の肩書で再来日した⁴⁹。これ以降、ABCC による浅野図書館に関する動きが活発となる。10 月 23 日、G-4、CIE および PHW の 3 者による浅野図書館に関する会議が開かれた。G-4 からは、ABCC は施設の必要性に関する説明を十分に行っているが、CIE はその時点で浅野図書館に対する正式な調達要求を行っていないことから速やかに手続きを行い、施設の必要性を証明する責務があると指摘された。これに対する 10 月 29 日付 CIE の回答は、

日本人の再教育は SCAP の最も重要な任務であり、…元来図書館として建てられた浅野図書館は CIE 図書館として最適な建物であり、…地元市民から文化の復興として捉えられるという心理的に良い面もある。…当分の間、市当局としては新しい図書館の建設、あるいは図書館用に民間の建物を借用する余裕もないという。CIE は現時点では、CIE 図書館整備のための見積額を入手していないが、備品等を除いた場合 ABCC がこの建物を研究施設に改造するコストは、CIE が図書館として復旧する場合に比べて非常に高額となるであろう。もし、費用も問題となるのであれば、CIE は図書館担当官を現地に送って見積りを入手することとしたい⁵⁰（筆者訳）

というものであった。調達要求による建物の基本的な修復経費は、占領経費として日本側が負担すべき費用とされた。CIE 図書館の整備においても、書架や図書は米国側の負担であったが、建物の整備は日本側の負担によるものであった。このため、高額な修復経費は、将来的に建物が返還されることを考慮したとしても、当時の疲弊した日本経済にとっては余分な負担となる。しかしながら、ABCC にとっては、調達要求による建物の修復は定型化された手続きであり、迅速に建物を取得することができるものの、大きな問題をはらんでいた。それは、調達要求によって取得した施設の使用権は、平和条約締結後の占領終結により消滅するというものであった。この代案としては、例外的に現地の日本側関係機関（この場合は広島市）と ABCC との直接交渉により、長期の賃借 (Lease) 契約を締結する方法があった⁵¹。この問題については、すでに 10 月 15 日時点で PHW により、陸軍省への直接交渉許可の要請電文案が作成されている⁵²。

その後の 11 月 1 日の G-4 とニールとの会議では、いかに適正な修復工事の見積りを入手するかが課題となり、広島を管轄する BCOF 工兵隊へ依頼した見積りを急がせることが記されている。この問題は、CIE が他の施設候補を見つけることができるかどうか、中国地方軍政部が非常に憂慮していることから、G-4 としてもその回答があるまでは結論は出せないとしている⁵³。占領軍としても、CIE 図書館の整備計画はないがしろにすることのできない問題であった。

11 月 7 日、本国の陸軍省から SCAP へ、ABCC が少なくとも 5 年以上の長期貸借契約により施設（浅野図書館）を調達することに関して、日本政府と直接交渉することが許可された⁵⁴。これを受けて、12 月 16 日付でマッカー

サーから ABCC へ、浅野図書館の修復・調達に関して日本政府との直接交渉の承認が出されたが、事業に着手する前に占領軍や日本政府等の関係者との調整を行った最終案を SCAP へ提出し、承認を得ることが条件とされた⁵⁵。先述の 12 月 30 日の GHQ 指令において、広島 CIE 図書館の設置場所として 8 月の時点では第一候補であった浅野図書館ではなく、第二候補であった山陽記念館が指定された理由は、その時点で浅野図書館の交渉権は ABCC が握っていたためであった。

(4) 広島市との直接交渉

1947 年 11 月 19 日、ABCC と広島市による浅野図書館をめぐる最初の協議が行われた。この場で市長は、ABCC の調査研究の意義を認めつつも、図書館の復興という問題に関しては 500 万円で修復できる浅野図書館と比べて、新築では少なくとも 1,500 万円が必要となり、市の財政状況から選択の余地がないことを強調した。ニールは、市長は浅野図書館の復旧による CIE 図書館設置の案に非常に心を動かされたと感じていた⁵⁶。

12 月 11 日、市側は浜井市長、ABCC 側はニール、武島晃爾^{こうじ}医師、竹腰要蔵建築アドバイザーにより再び交渉が行われた。この時は、浅野図書館の修復は ABCC で行うが、新たな恒久研究施設を建設するまでの 4 から 5 年間は無償使用とする条件が提示された。市長はこの提案に満足していたが、市議会と相談すると回答を留保した。そして、都市計画担当の大島六七^{むなお}男助役を呼んで、ABCC のために建設候補地を 2 ケ所選定するよう指示した⁵⁷。

12 月 26 日⁵⁸、厚生省・予防衛生研究所（以下「予研」）・広島県・ABCC と広島市との交渉が行われた。厚生省および予研の出席は、この頃広島・長崎への支所の設置を含めた ABCC との共同研究の準備を進めており、ABCC の研究施設の建設に関して、彼らも当事者といえる立場であったからである。主な出席者は、厚生省浜野規矩夫予防局長、藤井義明広島県衛生部長、永井予研技官、木田文夫予研遺伝科長、ABCC 側はニール、スネルらであった。まず、午前 10 時に日赤病院でこれらの関係者が一堂に会して現状の問題点を確認した後、日本側だけが市役所におもむいて市長と交渉を行った。市役所から帰った日本側関係者から、浅野図書館に 20 年間という長期の賃貸借期間を設定し、その対価として 200 万円の賃借料を ABCC 側が支払うという新たな案を作ったと報告があった。市はこの 200 万円で別の場所を修復して、市立図書館を整備するというのであった。ABCC 側としては、価格的にも妥当という評価であったが、その場ではワシントンの承認を得なければ、いかなる言質を与えることもできないと返答している⁵⁹。

この 20 年という貸借期間は、交渉時に唐突に提案されたものではない。小林六造予研所長は、12 月 17 日付で PHW の公衆衛生福祉局長クロフォード・F・サムス准将 (Brigadier General Crawford F. Sams) に対し、ABCC と予研との共同による医学的調査計画を提出したが、この調査期間が約 20 年であったため貸借期間も同じ期間に設定されたのであった⁶⁰。

12 月 26 日の交渉では、ABCC 側の意向をふまえて浜野局長が再び市長を訪れ正午には帰庁している。市長とは提案の確認をするとともに、この計画推進に関して国および県から「何らかの非公式な言質」が与えられたようだ。さらに午後 2 時から、今度はニールも含めた関係者が直接市長と会い、新たな提案に対する合意を確認している。

午後 3 時から松林市保健課長も参加し、ABCC と予研双方の施設ニーズを満たすための方策が検討されたが、日赤病院内でのこれ以上の拡張は病院長竹内^{けん}の反対により不可能と判断された。そこで周辺の旧陸軍共済病院（現「県立広島病院」）や宇品引揚援護局構内の国立広島病院を訪れたが、満足できる対象ではなかった。しかしながら、国立広島病院に隣接する「凱旋館」は鉄筋コンクリート造で修復もされており、引揚業務が完了する当年末には日本政府へ引き渡される予定の旧軍施設であった。この建物は、浅野図書館修復用の建設資材の倉庫として、また予研の職員住宅として最適と評価された。この日の市内調査を契機に、凱旋館が ABCC に注目されることになった。

(5) 浅野図書館改修計画の断念

その後 1948 年 2 月上旬に ABCC の東京事務所から来広したホーム・ファイファー建築技師 (Homer Pfeiffer, Architect) が浅野図書館を調査したところ、

（本館から張り出した両脇の）棟が構造的に深刻な損傷を受けており、特に地震国において米国人の使用を想定して修復することは賢明でない。この建物を使用するためには、この棟を取り壊す必要があるが、その場合床面積の 3 分の一を失うことになる。本館も爆風を受けたことから、（雨などに対する：筆者注）水密性にも大きな疑問がある（筆者訳）⁶¹

と、修復に否定的な結果であった。ABCC の事務局長フィリップ・オーエン (Philip S. Owen: Executive Director) は、もっとはやく現場へ建築家を送って助言を受けなかったことが、これまでの努力が水泡に帰する最悪の結果を招いたと嘆いている⁶²。

2 月 24 日、東京の SCAP から CIE 図書館課長が来広し、ABCC の調査結果の情報を基に CIE 図書館の設置計画を見直した結果、浅野図書館を含めた 2 カ所の設置候補は、いずれも原爆被災による損傷が激しく修復期間も相当かかることから、経費・期間の両面から建物を新築することになった⁶³。ABCC による正式な浅野図書館の損傷状況調査報告書 (Technical Report on Blast and Fire Damage, Asano Library Building, Hiroshima, Japan) は、3 月 12 日付で PHW へ提出され⁶⁴、CIE には 3 月 31 日付で G-4 から回付されている⁶⁵。

そもそも、これまでの浅野図書館に対する BCOF 工兵隊、CIE および ABCC のいずれの調査も、損傷を的確に評価できる専門家による調査ではなかったため、建物の構造的な損傷の発見が遅れたのであった。施設整備を担当する ABCC の建築主任技師ファイファーは、東京へ常駐しながら SCAP や第 8 軍さらにワシントンの NAS とも交渉しつつ、広島や長崎へ出張して 4 カ所の暫定施設（後に佐世保がキャンセルされて 3 カ所となる）と 3 カ所の恒久施設の整備を並行して進めていたため、本格的な調査までに時間を要した。もともと、原爆の破壊力は、彼らの想像の域をはるかに超えたすさまじいものであったのだが、占領下における研究施設の整備という難問に対して、十分でない体制で取り組んだ ABCC の構造的な問題が、こうした事態を招いた大きな要因であったと考えられる。こうした問題の予兆は、ABCC が広島で試行的な調査を開始した 1 カ月後の報告書に現れており、

SCAP の保健衛生福祉局の並外れた協力にも関わらず、軍の活動地域における長い命令系統の連鎖による運営管理上の問題は、この小さな専門家集団に過度の負担を強いるものである⁶⁶（筆者訳）

と悲鳴をあげていた。研究の推進のみならず、こうした占領軍との問題や日本人との折衝に対応するため、1948 年 3 月陸軍中佐カール・テスマー (Lt. Col. Carl F. Tessmer) が専任の ABCC の所長として就任した⁶⁷。

リンディーによれば、NRC は NAS の研究部門であるが、1946 年までの NRC は基本的に政策立案等に際して、他の研究者の成果をとりまとめて政府へ報告または勧告することを通常業務としていたものの、ABCC のケースのように自らが研究を実施することは異例であり、「NAS の中においても当初から、占領下の日本における研究に助言できるかどうか疑いの目を向ける者もあった（筆者訳）⁶⁸」。

損傷の激しい浅野図書館は、建物の一部を補修して 1949 年 6 月 12 日に図書館としての業務を再開したが⁶⁹、建物のうち満足に使用できる部分も少なかったことから、市は 1955 年 2 月に敷地を売却して、これを資金として市役所本庁舎南側へ新築・移転した⁷⁰。

5 暫定研究施設の整備と恒久研究施設の建設準備

1948 年（昭和 23 年）2 月 16 日、ニールが浜井市長を訪れ、ABCC は浅野図書館が修復に適さないと判断



図 3 浅野図書館内部の損傷状況
米国戦略爆撃調査団撮影 / 広島平和記念資料館提供

したため、可能な限り早急に、先般市から提示された2カ所の候補地の何れかに施設を計画したいと伝えた⁷¹。翌17日、市から基町の旧第五師団兵器庫跡地⁷²の一部（中区上八丁堀：現在の広島家庭裁判所の南側）が、市議会の承認を得た恒久施設の建設用地として示されたため、オーウェンとファイファーは、市の復興事務所の代表二人を伴って、直ちに現地調査を行っている⁷³。ABCCはこの基町の敷地（以下「基町サイト」）を恒久研究施設の建設用地として決定し、建設準備を進めるのであった。なお、ABCCが前年12月26日に市内各所の病院等を調査した際には、市から提示された2カ所の建設候補地も視察し、そのどちらも適地であるが、そのうち100m道路（現「平和大通り」）沿いの30,000ft²（約2,800m²）が特に望ましいと記されている⁷⁴。この100m道路沿いの土地がどこであるかはっきりしないが、後にCIE図書館や県立児童図書館が建設された、旧県立広島第一高等女学校跡地（現「中町」一帯）ではなかったかと思われる。市長が、2カ所の候補地のうち中町ではなく基町をABCCへ提示したのは、CIE図書館の建設地として中町を確保したかったという思惑があったとも考えられる。

(1) 宇品暫定研究施設の整備

日清戦争以降、宇品港は陸軍の出兵基地として、日本のアジア・太平洋侵略において大きな役割を果たしてきた。凱旋館は、宇品港の「陸軍運輸部ニハ将兵ノ憩フニ何等ノ設備ナク、加フルニ戦傷病者ト雖モ担架ノ儘僅ニ倉庫ノ一隅ニ憩ワサルヘカラサル等」の状況から、広島県知事福田愛次郎、広島市長横山金太郎、帝国在郷軍人会広島市連合分会長河瀬健吉、広島市商工会議所会頭森田福市の発起により建設が計画された。1936年6月に宇品凱旋館建設会が組織され、同年末までに建設資金33万円を全国から募り、翌12年末には工事を終了させる予定であった。しかしながらこの募金運動は、厳しい経済状況により21万円の不足という惨憺たる結果となり、急激な物価上昇により工事金額も45万円に増額せざるを得なかったため、満州・朝鮮・台湾方面を重点として、さらに募金活動を強化した。1937年9月には難航する募金活動を鑑み、陸軍から直ちに工事に着手することが希望されたため⁷⁵、1938年2月「第一期工事」に着手し、1939年4月23日第一期工事竣工奉告祭が開催された⁷⁶。その後、第二期工事が進められて全工事が終了し、1941年6月20日には竣工奉告祭落成ならびに献納式が行われた⁷⁷。凱旋館は、日清戦争以来、市民総出で兵士の送迎を担ってきた「軍都広島」の象徴的な建物であった。

建物は中央に面積の大半を占める大ホールが配置され、その周囲を囲むように1・2階に休憩室や応接室、食堂等が配置された設計となっている。中央に高くそびえた塔屋には、停泊中の船舶からの信号観測室が設けられており、これが特徴的な外観を与えている。終戦後の1945年11月8日、この建物に「広島県引揚民事務所」が設置され、「宇品引揚援護局」として1947年12月に閉鎖されるまでの間、約100隻の入港船舶と約17万人の復員軍人・引揚民間人等を受け入れ、台湾・沖縄方面に対して約4万人余りを送還した⁷⁸。この引揚・送還業務の占領軍による監督については、当初は広島を占領した米陸軍が行っていたが、1946年3月3日米陸軍第8軍第24歩兵師団第34連隊から、海田に進駐したBCOF第34オーストラリア歩兵旅団第67歩兵大隊の宇品先遣隊に任務が引き継がれた⁷⁹。その後、第67歩兵大隊は翌年10月7日に岡山へ異動したが⁸⁰、宇品引揚援護局はすでに閉鎖が決定しており10月20日には引揚・送還業務を停止したため⁸¹、その後の後任部隊の配置はなかったようだ⁸²。このように、引揚援護局の事務所であった凱旋館は直前まで使用されていたため、建物全体は比較的良好な状態で残されていたようだ。



図4 基町サイト (ABCC研究所建設予定地) National Academy of Sciences 所蔵



図5 旧凱旋館（宇品研究所） National Academy of Sciences 所蔵

1948 年 1 月 16 日広島財務局長、広島県渉外課長、広島県衛生部長と ABCC および予研の関係者が集まり、前年 12 月の市内調査で注目を集めた凱旋館の内部がチェックされた。最も大きな面積を占める中央の講堂は、ABCC が恒久研究所用建設資材の倉庫として使用することとし、講堂を取り巻く形で配置された各部屋については、一部を ABCC の管理部門と遺伝学部門の事務所として、その他は予研の職員住宅用とすることが決定された⁸³。この凱旋館本体は ABCC の接収リストに記載がないが、ABCC の刊行物に「広島財務局管理中の宇品町所在の旧凱旋館（現在第六管区海上保安本部庁舎）の一部借り入れの了解を得た⁸⁴」と記されており、大蔵省から厚生省へ管理が移管され、予研の施設利用として処理されたことが推察できる。その後、凱旋館を本格的な暫定研究所とすべく、西隣の旧陸軍倉庫 (9,800ft² [約 910m²]) を診療所および倉庫として改修し、さらに、これに隣接する土地にバトラー・ハットという切妻屋根のプレハブ建物 (100ft × 40ft [約 30m × 約 12m]) を建設して車庫および修理場を整備する計画が立てられた⁸⁵。このバトラー・ハットは、極東海軍司令部の余剰品 2 セットを横須賀基地から事後精算で譲り受けたものであった⁸⁶。

32,194ft² (約 3,000m²) の凱旋館隣接地は 1948 年 6 月 15 日付で調達要求が承認されている⁸⁷。宇品研究所関係の建物整備、呉の暫定研究所およびブラック・ハウスと呼ばれた旅館を BOQ へ改装する工事を一括した調達要求が、1948 年 5 月 17 日付で承認された。指名競争入札により建設会社が選定されたが⁸⁹、建設資材については、可能な限り現地 BCOF 工兵隊の在庫分から支給され、その不足分は第 8 軍からも調達されるという条件であった⁹⁰。宇品研究所は竹中工務店が、呉の暫定研究所とブラック・ハウスは大成建設が落札し、BCOF 第 17 司令部工兵隊 (17th Australian Commander Royal Engineers) が施工監理を行った⁹¹。

小規模な呉の暫定施設は 1948 年 10 月 31 日に完成した⁹²。1949 年 7 月 14 日、PHW のサムス局長をはじめ、経済科学局のケリー博士 (Dr. Harry C. Kelly)、厚生大臣代理、地元医師会や広島市、呉市の両市長ら 100 名が招待されて、宇品研究所において両施設の正式な開所式が開催された⁹³。この開所式では、前日から地元医師会に対する施設内覧会 (prevue) を開催するなど、地元医師との連携を意識した PR にも力が注がれた⁹⁴。宇品の暫定研究所は、最新の IBM のカード式統計器やレントゲン設備を有した本格的な研究施設であったが、広い敷地を確保できたことが好都合であった。これにより車両を大幅に増やすことが可能となり、新生児の訪問調査や診察対象者の送迎に対する機動力が強化され、本格的な調査研究体制が整ったのであった。



図 6 宇品研究所前に並んだ ABCC の車両群
National Academy of Sciences 所蔵

(2) 恒久研究施設の設計プランと建設地変更の申し入れ

被爆地である広島・長崎と比較対照都市である呉・佐世保の 4 カ所の研究施設について、どのようにして設計、資材調達、建設を進めるかが大きな課題となった。1947 年末頃には、米国本国の陸軍工兵隊へ技師の割愛を要請したが、人員不足と予算の問題から断られている。その後、日本国内に駐留する占領軍工兵部への協力要請も検討されたが、同様な状況で現実的でないことがわかった。そこで、軍の病院建築で経験豊富なニューヨークのヨーク・アンド・ソーヤー (York and Sawyer) 建築事務所へ設計および本国での建築資材の調達を任せることになった⁹⁵。

恒久研究施設の設計方針については、通常の建築方式ではなく、クオンセット・ハット (Quonset hut) やバトラー・ハンガー (Butler hanger) と呼ばれたカマボコ型のプレハブ建物を主体とすることになった。この方式が選定された理由としては、建設資材の日本での調達は困難なため、米国から輸入しなければならないという状況から、1) (軍用の：筆者注) プレハブ建物は比較的容易に調達できること、2) 価格面で経済的なこと、3) メンテナンスなしでの耐久性が期待できること、4) 輸送する場合の容積が小さいこと、5) 経験が未熟な労働者でも、簡単にはやく建設できること、6) 広島や長崎の都市計画にもマッチするよう、外壁等のデザインの自由度があること、7) 設計時間が大幅に短縮できることがあげられている⁹⁶。広島の研究施設については、

幅は一律 40ft (約 12m) で長さは 120ft (約 37m) から 80ft (約 20m) までの 5 棟の 2 階建クオンセット・ハットのモジュールを屋外通路で結ぶレイアウトが考えられた。長崎や呉においても、同様なクオンセット・ハットを使用した研究施設が計画された。

さらに、当時の日本はまだ貿易が自由化されておらず、ABCC のような外国組織が輸入を行うためには、占領軍や日本政府との新たな協議が必要であった。円とドルの公定レートが定まっていない状況下においては、外国為替の問題も生じた。また、ABCC の置かれた立場から、日本側で調達できる資材や労務等については、占領軍における調達要求の手続きに従って円ベースでの見積りが、本部のあるワシントンに建設計画の承認を求めするためにはドルベースの見積りが必要であった。

恒久研究施設の建設計画は、第一期の広島が 1948 年 10 月 13 日、第二期の呉が 1949 年 2 月 24 日、第三期の長崎が同年 10 月 7 日にそれぞれワシントンの承認を得ている⁹⁸。1948 年 12 月 7 日、東京ホテル⁹⁹ の 7 階で現在大手ゼネコンとして知られる建築会社 5 社を指名して、広島の新基町サイトに建設する恒久研究所の工事入札説明会が開かれた¹⁰⁰。契約は総価方式で、資材の大部分は ABCC が提供する官給品で賄われたが、残りの資材は請負業者の責任で調達するという条件であった。調達比率については、工事が 75% 進捗した時点の数字として、資材費合計 \$ 281,000 のうち約 86% が米国からの輸入、3% が第 8 軍の余剰品からの融通、残り 11% が日本での調達という内訳であった⁹⁷。建設コストを削減するために、輸送コストを削減するとともに、為替レートからも割安に調達できる日本産資材の使用が検討されたが、品質や調達量の面から当初計画においてはセメントや木材等に限られたようだ。

同月 14 日に広島の新基町サイトでの現場説明会が行われ、入札書は 31 日に提出された。その結果、株式会社竹中工務店が約 46,434,000 円で落札した¹⁰¹。なお、この時の入札は、その後の設計変更や建設場所の変更によりやり直しとなる。

こうして順調に進んでいると思われた広島の新基町建設計画は、この月の後半に意外な展開をたどる。工事入札も行われている最中の 12 月 22 日付で、テスマー所長から浜井市長宛ての書簡により、突然の建設地変更が示されたのである。

われわれの問題（恒久施設の建設：筆者注）に関する条件について集中的な検討を行ってきた結果、以前の市当局と原子爆弾傷害調査委員会との協議では予想できなかったのですが、（建設予定地に関して：筆者注）好ましからざる特性が明らかになりました。市の中心部というこの敷地の特徴から、洪水、地震、火災や台風の被害に関して、憂慮すべき点があると考えています。以上のことから、特に職員住宅の建設に関してその必要性和整備方針から、原子爆弾傷害調査委員会の事業計画を変更することになりました。

こうした検討の結果、原子爆弾傷害調査委員会は、研究施設と住宅の両方の建設地として比治山公園に非常に関心を持っていることをお伝えします。この場所の委員会による使用は、（比治山の：筆者注）用地活用に変更をもたらすことから、受け入れがたい、あるいは好ましくないという意見があることは承知しています。（中略）

私たちは、市長および市議会に対して、委員会の計画について詳細な協議を行う機会が得られることを希望しています¹⁰²。（筆者訳）

ここで突然に、職員住宅を併設することが提案され、職員の安全を守ることが比治山への建設地変更の理由であると述べられている。しかし、職員住宅を研究所の近隣に確保することは、はやくから課題となっていたものの、この時期に ABCC 内部において具体的に検討した形跡はない。比治山への研究所建設地変更を検討した際に、将来の整備計画を先取りして含めたという程度のものであろう。

また、何故この申し入れが書簡の形で行われたのか。これまでに合意した事項を変更するために、形式を整える必要があると判断したのかもしれない。この時、テスマー所長が市長らに直接会ったかどうかは、はっきりしないが、面会したのであれば重要な事項でもあり同時に協議録が残されているはずである。市長は 12 月

の前半は日赤病院へ入院していたが¹⁰³、13日には退院しており¹⁰⁴、22日には12月定例市議会へ出席している¹⁰⁵。こうした状況から、市長の体調が議会日程等により面会が困難であった可能性もある。

6 比治山公園と比治山陸軍墓地の歴史

ABCCの研究施設が建設された比治山は、全体が戦前から公園に指定され、市民に親しまれた空間であった。公園としての管理は市が行っていたが、土地は国有地である。北側と南側の2カ所に小高くなった平たん地があり、北側には日清戦争時に明治天皇の御在所であった御便殿ごべんでんが、かつて大本営のあった広島城から移築され史蹟として保存されていた。しかしながら、この建物は原爆被災により破壊され、残骸が撤去された跡地は基礎を残した空地となっていた。



図7 比治山の御便殿 広島市公文書館所蔵

現在、南側の平たん地には元 ABCC、現在は公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」）の研究施設が建っているが、かつて比治山陸軍墓地が設けられていた所であった。南側平たん地には、北清事変（義和団事件）により広島に収容されて亡くなったフランス兵を葬った「フランス人墓地」があり、その参道沿いに地元有志が墓石を並べて「比治山陸軍墓地」として復元した場所がある。

(1) 比治山公園

1873年（明治6年）の太政官布達第16号により、わが国に「公園」が設置されたが、それらの多くは古来名所や社寺境内地であった¹⁰⁶。広島県においても、1874年広島市の饒津神社全域内と佐伯郡厳島神社境外の一部を公園と定め、「公園取扱条令」を制定した¹⁰⁷。これが広島における「公園」の嚆矢である。それらの公園の管理については、国有地が、「内務省（中央）から府県に、また府県から市町村にその管理を委任、再委任¹⁰⁸」する形で行われた。

広島における近代的な都市公園の誕生は、比治山公園および江波山公園の二公園の設置であった。これら両公園の新設理由については、1890年に二葉山南側山麓の一体を軍が買収して東練兵場が設置され、同年12月に騎兵第5大隊の兵営が建設されたため¹⁰⁹、折角の饒津公園が「正面は恰も屏風を建てたる如くにして大いに其風光を損傷し、今や公園として観るべきもの無之」という状態になった。したがって、人口十万人を超える山陽の一大都市として、街中の雑踏から離れて憩う一大公園が必要と考えられ、比治山を東部公園、江波山を西部公園として設置することになった¹¹⁰。

もっとも当初は、比治山、江波山に加えて尾長の権現山西域の3ヶ所の山林を、国から無償払い下げによって取得して公園とする構想であった。翌年1月から施行される森林法が山林の譲与を禁じていたため、あわてて1897年12月9日の広島市会で議論を始めたという経緯であった¹¹¹。のちに権現山については、官有林以外の地主の存在が明らかになり、公園候補から除外された¹¹²。12月16日の市会においては、公園設置に向けて、至急に上京して政府へ請願することが決定された¹¹³。翌1898年1月14日に市参事会数名が上京して請願し、関係官庁等との交渉がはじまった。その後6月に山林の譲与ではなく、官有林のまま無税公園使用地として許可され¹¹⁴、8月24日に県庁より引き渡しを受けた¹¹⁵。

当初、1899年2月に、日本美術学校の教授も勤めた川崎千虎ちとらに両公園の設計を委嘱したと報じられているが、その後の顛末は不明である¹¹⁶。しばらくたった8月、東京市事務局長岡安平を公園設計のために招請することが決定され¹¹⁷、長岡により9月から約1カ月で設計が行われた¹¹⁸。その後、園路や植栽等の整備が進められ、両公園は1903年6月に市民への一般開放が行われた¹¹⁹。両公園が整備されたことにより、同年8月には饒津神社境内地は公園としての指定を廃されたが¹²⁰、饒津公園あるいは二葉公園という別称は、昭和になっても名所案内に残されており、市民に定着した名称として永く親しまれた。

比治山、江波山の両公園を設計した長岡は、明治初期から近代都市公園設計の先駆者として知られており、

東京をはじめ全国各地で公園や庭園の設計を行っている。長岡指名の理由の一つに「前年秋田旧城を公園になすの際にも、同市の招聘により設計を立てて、其結果すこぶる良好なり¹²¹」と評価されたことがあり、彼の地方における公園設計作品としては、秋田県に続いて二番目の早い時期のものであった。その後の広島における長岡の活動は、厳島公園設計（1903年）、比治山公園改修（同年）、呉市公園（1915年〔大正4年〕）などの公園設計のほか、練兵場戦死者記念碑庭設計（1903年）、赤十字社支社庭園（1903年）ほか個人邸宅の庭園設計数件などがある¹²²。

以上のように、比治山公園・江波山公園の設置に関しては、わが国における「都市計画法」（1919年）施行前であり、近代的な「都市装置」としての公園という思想から計画されたものではなかったが、長岡の設計を得てその後の都市公園としての役割が準備されたのであった。

（2）比治山陸軍墓地

1871年廃藩置県により常備兵が再編されて全国に4鎮台が設置され、その時広島には鎮西鎮台の第一分営が配置された。1873年、徴兵令の公布により広島の第一分営は第五軍管広島鎮台となり、1886年第五師団へと再編された¹²³。

比治山陸軍埋葬地は1872年、当初は計画敷地のうち1,400坪が内務省から移管され「鎮台埋葬地」として開設され、1876年には残余の870坪を編入して合計2,170坪の敷地となった¹²⁴。原田敬一によれば、軍用墓地は本来「平時の訓練・公務期間中に亡くな



図8 比治山陸軍墓地 広島市公文書館所蔵

った軍人を葬る墓地¹²⁵」であり、したがって平時においては部隊の大きさによって必要な埋葬地の大きさも決まるとする。他の鎮台と比較して広島と大阪の埋葬数が多いが、その理由として「両者とも他の鎮台や師団所属者で両地の衛戍病院（陸軍病院）での死亡者の数が含まれて」おり、西南戦争時の大阪では、凱旋途上にコレラ等にかかって、大阪の衛戍病院でなくなった兵士も多く、時代は異なるものの「広島も凱旋した部隊の上陸地（宇品）があるため、同様の事態になったと考えられる¹²⁶」と分析している。

もともと狭隘であった比治山埋葬地は、日清戦争中から深刻な状況となったため、比治山南端にあるフランス人墓地敷地から北側の山頂（現在、NHK比治山放送所が建っている）にかけての官有地および民有地を取得して拡張が行われた¹²⁷。1898年8月の「陸軍埋葬地規則」の改正により、埋葬から10年経過後の兵卒の「合葬」が可能となったことから、義和団事件（北清事変）の最中の1901年1月には、「墓標増加シ既ニ余地モ無」として、兵卒の墓標250名分の改葬が決定された¹²⁸。現在、数基の合葬碑が南端の現比治山陸軍墓地に移転されて残されている。なお、1896年には、比治山陸軍墓地に「歩兵第十一連隊二十七八年戦役戦死病没将校下士卒忠魂墓碑」が建立されており¹²⁹、合葬碑とは異なる目的の慰霊碑も設置されている。

こうした戦死者の増加による軍用墓地の狭隘化の問題は、全国においても同様であった。原田によれば、明治初期から日中戦争、アジア太平洋戦争に至る過程で、軍用墓地も「個人ごとの墓標、戦争による合葬塔の段階から、1939年からの忠霊塔建設運動による忠霊塔段階へ」と様相を変え、単なる埋葬地から「顕彰で光のあたる『陸海軍墓地』へと変化した」とする。また、こうした「天皇への『忠誠』のみを意味する『忠霊塔』や『忠霊堂』」への変化が、「靖国神社信仰を支える基盤を形成していた」と結論づけている¹³⁰。度重なる戦争により戦病死者が増大し、墓碑の集約化・埋葬空間の合理化が行われていったことと並行して、軍用墓地の慰霊空間としての性格も変化したのであった。

比治山陸軍墓地においても、忠霊塔の建設が行われた。新聞によれば、1944年2月5日に忠霊塔地鎮祭が行われ、4月7日合計3,790基の仏石を供養塚へひとまず納めるために「忠霊墓碑埋設供養法会」を行ったとある¹³¹。その後、5月1日に「広島市忠霊塔（仮納骨堂）」の竣工式が、主催者広島市長、軍関係者、遺族関係者、市内各町内会長ほかの参列により盛大に行われている¹³²。原田によれば、この大日本忠霊顕彰会が全国ではじ

めた忠霊塔建設運動は、一市町村一基を原則に展開したとあり、市町村の有志で完成させた忠霊塔を軍に献納する形であった¹³³。広島市においても、市長が会長となった「広島市忠霊顕彰奉賛会」による忠霊塔建設運動が展開され、その名称も「広島市忠霊塔」とされた¹³⁴。その時に除却・廃棄された個人墓碑が、陸軍墓地敷地内に埋められたのであろう。これらの墓碑は戦後、比治山陸軍墓地保存協賛会の手によって掘り出され、現在の陸軍墓地に整然と並べられている。

個人墓碑が撤去された時期については、前述の合葬の際や 1944 年の忠霊塔建設時が挙げられるが、これら以外については現時点では不明である。地元の郷土誌によれば 1956 年に、地元有志が現在の陸軍墓地敷地周辺に埋設されていた墓石等を掘り出した際に、「遺骨、黒の軍服、軍帽、青くなった金モール等が出た。大半が陸軍病院で病死し、死体を軍服をきせたまま埋葬したと推定された¹³⁵」とある。1897 年の「陸軍埋葬規則」にも、「帽衣袴靴ヲ著セシムル」とあり、正装させた遺体の埋葬が通例であった。しかしながら、火葬も可能であり、海上（船中）においては水葬する場合もあるが、いずれにおいても遺骨または遺髪を埋葬することとされていた¹³⁶。日中戦争が激化した 1938 年、「陸軍墓地規則」が制定され、陸軍埋葬地という名称が陸軍墓地と改称された。1941 年の同規則改正で忠霊塔建設が明記され、同時に遺骨または遺髪を陶器に入れて合葬する形式に統一されている¹³⁷。なお、それ以前の日露戦争開戦直後からも、海外の戦地や伝染病で亡くなった者については、遺骨・遺髪を陸軍埋葬地に葬ったという¹³⁸。比治山陸軍墓地においても、土葬が主体であった埋葬形式から、戦死者の増加とともに徐々に遺骨・遺髪を陶器に入れての埋葬へ移行が進められ、「陸軍墓地規則」により完全に移行が行われたのであろう。

7 比治山への建設地の変更

(1) ABCC と市との初期の交渉過程

1948 年（昭和 23 年）12 月 22 日の ABCC からの建設地変更の申し入れでは、候補地が比治山のどの場所なのかは具体的に示されていない。この比治山への変更は、意外にも市の復興顧問である BCOF のジャヴィー少佐（Stanley Archibald Jarvie）の提案によるものであった¹³⁹。ジャヴィーは、1947 年 8 月から 1949 年 5 月に帰国するまで、広島市の復興顧問に任命されていた。ジャヴィーを含めた 3 人の広島市復興顧問については、『広島市公文書館紀要』第 28 号所載の拙稿を参照されたい¹⁴⁰。

この 22 日の書簡を受けて、27 日の市議会全員協議会でこの問題を討議している¹⁴¹。市長は全員協議会での議論をふまえて 28 日付書簡で回答している¹⁴²。そこでは、市民が周辺を引き続き公園として使用できることを条件に、比治山の北側敷地なら市民も心から支持するであろうから、提供すると答えている。すなわち、御便殿跡地を含んだ比治山北側であれば研究施設の建設用地として容認するが、公園としての利用も確保したいので、職員住宅用地については別の場所を代替地としてあっせんするというものであった。具体的には、浸水被害のおそれがない場所として市内デルタの北端に近い「工兵隊演習場」（工兵橋北側の旧工兵第 5 大隊牛田工兵作業場）を代替地として提示した。

年が明けた 1 月 5 日、ABCC テスマー所長、ファイファー、楨弘予研支所長らが楠瀬知事を訪ねて相談した¹⁴³。ABCC が市から提示された北側敷地を検討し、基町サイトの建物レイアウトを置いてみると北側敷地は十分な広さがなく、むしろ南側の旧陸軍墓地が適地という結論であった。知事は、旧陸軍墓地に一部残されていた墓については、市の復興審議会から己斐町北側と広島駅北側に計画されている墓地¹⁴⁴に集約すると聞いていると話した。知事は墓の問題の本質的な点は、移設費の負担と仮移転先の問題であると返答した。ABCC は移設費については、見積りが提示されれば前向きに検討すると回答した。知事の個人的意見としては、いったん墓が動かされて建物が建ってしまえば、市民の感情はうまく広報することで対処できるだろうということであった。そこへ市長らとの協議を終えて帰庁した飯田一実県土木部長が合流し、場所を変えてさらに協議が続けられた。飯田部長は、市の復興審議会が比治山南側を将来的に、会議場、図書館、西欧式のホテルなど国

際的な施設群を整備するために留保したいと考えていると、ABCC に伝えている¹⁴⁵。

(2) 国際観光ホテルの整備と広島

当時の国内の各都市は、外貨獲得の手段として、また外客誘致の要として国際ホテルの建設を要望していた。広島においても、外国人が宿泊できる観光ホテルの建設は喫緊の課題であった。廃虚となった広島において、産業の復興は遅々として進まない中、当面の振興策としては原爆十景や十三景など残された原爆被災の痕跡をテーマとした観光振興であった。国においても、海外バイヤー向けの国営ホテルが東京、大阪等の大都市で運営されていたが、海外からの一般観光客の訪日も解禁されることとなり、国際観光ホテル整備法の制定など外国人向けのホテルの整備が急がれていた。このため、広島は当時の運輸省による国際観光ホテル整備事業に大きな期待を寄せていた。1948年11月17日付の地元紙には、「内閣観光審議会ではすでに広島に百人を収容できるベッドつきの国営観光ホテルの開設」が決定されており、「マ司令部の許可があればすぐ着工することになっている」と日本海上観光連盟会長内田信也氏の談話が掲載された¹⁴⁶。その後、全国5カ所の整備候補地のうち、広島は2番目に順位があがったことから国鉄関係者による下調査も行われ、旧比治山陸軍墓地が有望という報道も1月になされた¹⁴⁷。さらに同月30日には、いよいよ次の国会で予算案提出という報道¹⁴⁸もあるなど、ABCCが比治山への研究施設建設を希望した時期は、まさにこの国による国際観光ホテル建設への期待がピークとなった時でもあった。

市長はABCCに対して、北側の御便殿と南側の旧陸軍墓地の「そのいずれに建物を建てても、市民は必ず反感を抱くだろう¹⁴⁹」と比治山への研究施設建設に反対の姿勢を示したと述懐しているが、こうしたセンチメントが建設反対の理由ではなかった。先にみたように、ABCCの資料では北側の御便殿跡地については、広島市はあっさりと建設に同意している。対照的に南側の旧陸軍墓地については、あくまで代替地を示して建設に抵抗しており、広島復興における国際ホテルの重要性から、この適地を失いたくないという姿勢が強く表れている。はやくも2月の下旬には、国営でのホテル建設計画はあっさりと立ち消えとなった¹⁵⁰。しかし、広島の国際ホテルは地元財界の寄付により、平和記念公園内に公会堂が建設される際に併設した形で整備され、26室¹⁵¹という小規模ながら1955年に「新広島ホテル」として開業している。平和記念公園の計画者である丹下健三は、計画においてこの会議場（公会堂）に重要な位置づけを与えていたが、異質なホテルが合築され建物の配置計画がホテル優先となることに強く反発したため、地元財界は他の設計者に公会堂の設計を委ねた。この事件の背景を理解するうえにおいては、当事の広島の国際ホテルに対する執着が鍵となる。

(3) PHW サムス局長の来広とその後の交渉過程

当時の比治山が建設予定地となった経緯について、浜井は次のように回想している。

敷地の問題はしばらくそのままになっていたが、その年の12月になって、SCAPの公衆衛生福祉局長であるサムス准将がわざわざ市長室を訪れて、比治山をぜひABCCに渡すようにとの話であった。そのときの話では、比治山は国有地なので、すでに中央政府との話はある。広島市がそれを承知すれば、万事解決するのだから、至急にそのように運んでもらいたいという話であった。占領下のことではあり、その言葉にはかなりの威圧が感ぜられたが、私はこのときも私が敢えて、反対する理由を諄々と述べておいた¹⁵²。

サムス局長の来広時期は、これまでの定説では12月末となっているが、のちに詳しく述べるように、実際は翌年1949年1月19日のことであった。このときの訪問については、「公衆衛生施設ならびに原爆研究所建築などの視察のため」に来広し、「広島市に原爆研究所を建てることになり着々準備が進められているので、早急に適当な土地を提供してほしい」とサムス局長のコメントが報じられている¹⁵³。サムス局長は、ABCCからその活動の詳細について報告を受け、また、問題が生じた都度ABCCと協議を重ねていたことから、ABCCの状況については熟知していた。その意味で、この新聞記事は基町サイトが白紙に戻ったことを示唆するコメントでもあった。また、この訪問については、「1月19日午前10時広島市役所来訪、市長、議長から原爆状況

の説明、復興援助懇請を聞き市立保健所を視察した¹⁵⁴」と記した資料もある。

この時点では、ABCC 側としても比治山が新たな適地として浮かび上がってきたものの、ここを建設地として決定するだけの十分な情報は得ていなかった。ましてや、「すでに中央政府との話がついている」状況でもなかった。土地所有者である日本政府との直接交渉については、先に述べた 1947 年 12 月 16 日付の SCAP からの許可条件に従い、市議会による比治山南側敷地への研究施設建設に対する賛成決議が ABCC へ通知された 1949 年 2 月 15 日に、はじめて PHW が G-4 に対して日本政府との直接交渉を開始する許可を求めている¹⁵⁵。

浜井の回想¹⁵⁶では、当初「宇品島」(現「元宇品町」)が予定地として考えられたと記されているが、元宇品は ABCC が職員住宅用地として検討したものであって、比治山研究所の用地としてではない。ABCC は、研究施設の建設場所としては、来所者や訪問調査において利便性の高い市中心部に近い場所を物色していた。ABCC の職員住宅用地については、市が比治山への職員住宅建設に難色を示したため、研究所建設が決定した直後頃から広島市と交渉が本格化し、市外を含めた各地を調査した後に元宇品を建設地として希望しており、浜井市長はこの両者を混同したものと思われる。元宇品の大半は当時林野庁が管理しており、サムス局長は宇品の暫定研究所開所式出席のため 1949 年 7 月 14 日に再び来広しているため、開所式で同席した市長に対して「すでに中央政府との話がついている」と言った可能性は考えられる。

1 月 31 日、浜井市長は呉の軍政部へ呼び出され、臨時市議会を欠席して協議に応じた¹⁵⁷。市長はテスマー所長から、市長と議会が南側敷地を渡したくないことを復興顧問ジャヴィーから聞いたため、ジャヴィーに対してしばらくこの交渉を停止したいと伝えたことを聞かされた。さらに、ABCC は以前から同じスタンスだと念押ししながら、あくまで市長の意見や市議会の決定に従って、この件を進めることが最善であると考えていると説明を受けた。市長は、一部の強い市民感情からあくまで比治山南側は断りたいとして、代替地として(1)「工兵隊演習場」、(2)「東練兵場」および(3)基町サイトの南西にあたる広島城に隣接した場所(旧歩兵第 11 連隊跡地、現在の国の合同庁舎付近か)の 3 カ所を提示した。その場で、ABCC は占領軍工兵部から提供された古地図を市長へ見せて、地震の被害を避けるためにもデルタの低地を避けて比治山のような地盤の安定した場所が望ましいと、占領軍工兵部や日本で権威ある地震学者の意見もふまえて説明した。この日の結論としては、ABCC は市長が提示した候補地を調査し、市議会の議論を待つということになった¹⁵⁸。ABCC が古地図を持ち出したことについては、浜井の回想にも記述がある¹⁵⁹。ただし、彼の回想とは異なり、この日に市長との協議を進めたのは、テスマー所長とファイファー技師であり、記憶がやや混乱していることがわかる。

この日までの 1 カ月間は、ABCC 側に記録が残されていないが、復興顧問のジャヴィーを仲立ちに協議が行われたことがわかる。しかしながらジャヴィーは、自らが比治山を最適地と ABCC へ推薦したものの、市側の南側敷地反対の意向を伝えざるをえないという苦しい立場に立たされた。もともとジャヴィーは、景勝地であり、公園とする計画もあった元宇品をホテル建設の最適地として考えており¹⁶⁰、比治山自体に深い思い入れはなかったと思われる。この日以降の ABCC に対するジャヴィーの意見や行動は記録されていない。実は、肝心の当人はこの日から 3 月 12 日まで、呉のオーストラリア第 130 総合病院へ入院していたのであった¹⁶¹。

この市長との協議後に、ABCC は基町サイトの浸水被害の可能性について、より詳細な検討を行っている。1919 年(大正 8 年)に起きた大洪水の浸水地域を示した地図を市の復興審議会から入手して分析した結果、この洪水においても基町地区は被害が少なかったことが判明した。また、古くからの住人に聞き取り調査も行ったが、基町地区はかつて浸水したことはないという回答だった。さらに、1945 年の枕崎台風についても聞き取り調査を行ったが、八丁堀の福屋デパート周辺がわずかに浸水した程度で基町付近は浸水していなかった。その後、市下水道局から入手した元安川と京橋川に挟まれたデルタ地帯の地図を基に、基町地区の浸水予想も行ったが、海面水位が最も高かった 1933 年の場合でも 2.5m であり、予定した建物の 1 階床面高さ 3.5m よりも低かった。しかしながら、過去の記録以上の洪水が発生する可能性も皆無ではないことから、危険性があると結論づけている¹⁶²。何としても、高い場所を確保したいという姿勢であった。

その後 ABCC は 2 月 2 日に、市長が提案した 3 候補地の現地調査を行い、候補地の適否の検討を行っている。事前に調査された「牛田工兵作業場」とこの日調査した「東練兵場」は、敷地が狭隘で拡張には土木工事が必要なため費用面の問題があるうえ、市中心部からの距離もやや遠いとして不適と判断された。候補地とされた「東練兵場」は、実際には東練兵場よりかなり北側の用地で、当時の大内越墓苑おおちごの近くの高台にあった「旧工兵作業場¹⁶³」であった。最後に三番目の基町の用地は、基町サイトとあまり標高が変わらないため検討に値しないと評価し、結局 3 候補地とも不適地と結論づけている¹⁶⁴。

県は先に述べた 1 月 5 日に行われた ABCC との協議の中で、比治山への建設を許諾する決定権は市が持っているため、県としては助言程度の役割しか果たせないと述べている¹⁶⁵。戦後の公園管理は、1947 年の地方自治法や 1948 年の国有財産管理法において、戦前の地方自治体の長に委任維持する形が追認されたが、その管理についての制度的な不備があったことから、1956 年に「都市公園法」が制定された¹⁶⁶。比治山公園に ABCC の研究施設が計画された 1948 年頃は公園管理法の空白期間であり、地方自治体が公園を「設置し若しくは管理し、又これらを使用する権利を規制する」と定めた当時の地方自治法の規定から¹⁶⁷、市の公園管理に対する裁量権も大きいと考えられていたのであろう。こうした状況も、市長が ABCC との交渉において強い姿勢をとり続けた背景と考えられる。

ABCC の研究施設を市内に建設することについて、市および市議会としては、原爆症の治療方法解明の期待から、基本的に歓迎するという態度であった。これまでの経緯をみる限り、市長は ABCC による比治山南側への研究所整備計画について、あくまで代替地をあっせんすることで解決しようと粘り強く交渉を重ねていたことがわかる。こうした市長の動きも、市議会があっさり比治山南側への建設賛成の議決をすることで決着したのであった。

(4) 市議会による比治山建設計画の承認

2 月 10 日午前 9 時、任都栗市議会議長の要請に応じて、テスマー所長とハマコ・トクミ副部長が議長を訪れた。テスマー所長が、議長に今回の建設地変更の提案について詳細に説明したところ、議長はこれまでの経緯について、詳細を承知していないようだった。議長は、市長とジャヴィーが南側建設に反対であり、ジャヴィーは比治山の如何なる場所への建設にも反対であるという認識であったが、比治山を建設地として選択するきっかけがジャヴィーの提案であるという説明を受けて驚いていた。議長は、(12 月 27 日に) 非公式な形で招集された市議会(全員協議会)において ABCC の問題が議論され、その場ではいろいろな意見も出たが、議会は ABCC の問題に好意的であり、翌日に開催される予定の市議会(全員協議会)では、ABCC にとって良い結果が出るように導く自信があると述べた^{168 169}。

2 月 11 日、前年末に続いて市議会全員協議会でこの問題が討議された。冒頭で任都栗議長は、テスマー所長が議長を訪れ、比治山の件で説明を受けたと切り出し、市長が比治山の南側用地をあっせんしたので ABCC が南側敷地に決めたいという意向であると説明した。浜井市長は広島復興国営請願を行うために、議長よりも一足先の 10 日から上京してその日は不在であったため¹⁷⁰、市側の立場と経緯は大島助役によって説明され、比治山が建設候補地となったことへの市の関与は否定された。その場では、比治山選定の経緯をはっきりさせようとの意見や、基町が良いという意見もあったが、議長が ABCC の施設建設は市民への不利益もなく、ABCC の研究施設が建設されれば、治療なりの可能性もあると含みを持たせながら議論を進めた。全員協議会はそれまでは非公式な集まりとされていたが、議長が途中から採決を求めたところ、ABCC の比治山南側敷地への研究所建設に対して、正式に全会一致で賛成決議が行われた¹⁷¹。この結果は、12 日に市長を追って上京した議長¹⁷²に代わり、土岡喜代一副議長により 2 月 15 日にテスマー所長へ通知された¹⁷³。

後日、賛成議決の補足情報として、議長から東京のハマコへの電話により、市議会は全員一致で南側用地の ABCC への提供を承認したが、条件として ABCC が墓碑等を除去し、代わりにの記念碑を設置することが付帯されたと伝えられた。しかし、議長は墓碑等の移設については準備した方が良いが、代わりにの記念碑については

無理だろうと話した¹⁷⁴。この墓碑等の移設については、市議会全員協議会での議論の形跡はないが、県と同じく原因者負担の考えを示したものと思われる。この全員協議会での議決は、法的な手続きではなく、議会の意思表示を表したものである。なお、PHW が G-4 に対して、日本政府への直接交渉の許可を要請した文書には、「広島市民の感情としては、北側用地の方が（南側用地よりも：筆者注）より価値があるという任都栗議長の意見も、追加的に考慮された¹⁷⁵」とあり、議長自身は北側用地に反対であったことがわかる。また、全員協議会の議論が低調であった理由として、復興の最中における ABCC 研究所の比治山建設問題は、区画整理のように市民に直接利害がある問題でもないことも一因として考えられる。

8 比治山研究所の設計と建築

(1) 戦中・戦後の旧比治山陸軍墓地

戦時中の比治山陸軍墓地の状況について、『加害基地宇品』を著した空辰男は、

1941 年（昭和 16 年）9 月 19 日、陸軍省は全国各地に従来の陸軍墓地は撤去し、そのかわりに忠霊塔を建設し、そこに全部奉納するという計画を発表しました。

しかし、戦争政策がすべて優先され、忠霊塔建設など手がつけれられません。さらに、アメリカ空軍による本土空襲がはげしくなってきました。

比治山陸軍墓地の場合、高射砲陣地を造ることもあって敗戦の年（昭和 20 年）初頭より 4 月まで、町内会の人たちや学生の力で個人墓石が整理され土中に埋められ、遺骨は仮納骨堂に集められました。留守部隊が保管していた五千余柱の遺骨や名簿も終戦の年の 4 月 20 日を最後に仮納骨堂に納められました。そして一人一人墓石のあった広場には高射砲陣地が築かれました。私も何度かアメリカ軍機に対し砲撃する場面をみたことがあります¹⁷⁶。

と記している。

高射砲部隊については、1941 年 7 月に広島防空隊司令部が置かれ、広島防空隊独立高射砲第一大隊ほかの部隊が配置された。その後、何度かの部隊の改編や再配置をへて、高射第三師団隷下の独立高射砲第 22 大隊が、1945 年 3 月頃に広島へ再配置され、原爆投下時まで市内にとどまっていた。当初、大隊本部は比治山に配置されていたが、後に「大隊本部は比治山から向宇品^{むこううしな}へ陣地変換」と記されている¹⁷⁷。原爆投下以前の広島市内への空襲としては、1945 年 3 月 19 日呉と広島を中心に県下沿岸を襲った艦載機による攻撃と、1945 年 4 月 30 日 B-29 一機による市内中心部への 10 発の爆弾投下がある¹⁷⁸。先に引用した空が「何度かアメリカ軍機に対し砲撃する場面をみたことがあります¹⁷⁹」と証言するのは、この 2 回の空襲を指すものと思われる。また、1945 年 8 月 6 日の原爆投下時は B-29 の高度が 1 万 m ぐらいで、部隊に装備された火砲では対応できない状況であったという¹⁸⁰。

一方、地元の比治山陸軍墓地保存協賛会によれば

昭和 19 年軍市協議の下に全墓標を除き、これを合同墓碑に奉安合祀するに決し、墓石は現在の再建墓地付近に掘った壕に埋め遺骨も掘り起して仮納骨堂に収納することになったのでありますが、工事半ばにして原爆と終戦になりましたため墓石の、或るものは壕を充たした土饅頭下に、或るものは地上に折られ砕かれたままとり、遺骨も亦数次の台風のため倒れた仮納骨堂の周辺に散乱し、原爆の灰と共に十数年間放置された¹⁸¹

と説明されている。これについて浜井市長は、

当時（ABCC 研究施設建設前：筆者注）、陸軍墓地は、戦時中、忠霊塔を建設するために墓石はほとんど取除けられていて、あの広場の中央に原爆で、半ば破壊せられた仮納骨堂と、周辺にわずかばかりの墓石が残っていたにすぎなかった。この納骨堂の中には、遺骨が相当納めてあったので、比治山の「中の広場」に新たに石塔を造って、その中へ遺骨は全部移した。その納骨式には私も出席して、丁重な祭典を施行した。

周辺に残っていた石碑は、粗末にならないように一個所に集めて、出来るだけ地下に埋めさせた。これらの遺骨と石碑を整理する経費は、すべて、ABCC が負担した。（「」は筆者）

と回想している。

それでは一体、ABCC が建設される前の旧比治山陸軍墓地は、どのような状態であったのであろうか。ABCC 研究施設建設にさきだって作成された敷地の図面と当時の写真に基づいて、建設前の状況を検証してみたい。この図面（口絵 3）¹⁸² は、敷地境界の画定と旧比治山陸軍墓地に残存した墓碑等の支障物件を撤去するために、ABCC の要請により市が 1949 年 2 月後半に作成したものである¹⁸³。また、写真（口絵 4）は、図面と同時期（1949 年 2 月 25 日）に撮影されたものである。この写真の一部については、1982 年に放影研に保存されていることが報道されている¹⁸⁴。

図面の敷地西側に「忠魂碑」と書かれた場所には、現在、比治山の「中の広場」南側にある「忠魂墓碑」がまったく同じデザインで写真に写っている。（図 9 および図 10 参照）図面中央に「建物基礎」があり、写真ではその側には「納骨堂」、図面では判然としないが建物基礎の東側（写真手前側）には「忠魂碑」と書かれた塔が見える。この「忠魂墓碑」か「忠魂碑」のどちらかが、1944 年に建立された忠霊塔であろう。さらに、現在「比治山ホール」と呼ばれる ABCC の BOQ が建っている場所には、1940 年に大轟進転四十周年を記念し、青少年や官吏の練成場として竣工した「恩照塾」¹⁸⁵（図 11）が半壊した姿で写されている。

これらの残存碑等の内訳は、忠魂墓碑 1 基、忠魂碑 1 基、合同墓碑 7 基、手水舎 1 棟、納骨堂 1 棟、その他建物基礎等であると、市から ABCC へ報告されている¹⁸⁶。図面で納骨堂と示された建物は、写真で見える限り粗末な建物ながらも破損した痕がなく、建てられた位置も不自然なことから、戦後に建てられた可能性もある。原爆投下前後（図 12 および図 13 参照）の米軍撮影の空中写真を拡大してみると、陸軍墓地の中央に近い正方形の建物基礎の所に方形の屋根が写っており、被爆後には屋根が一部損壊しているのがわかる。また、この方形の建物が墓地の中心にあり、手水舎を脇にまっすぐ西南西への参道が見えることから、原爆投下時には、ここに本来の「仮納骨堂」が建設されたか、あるいは建設途上であったと考えられる。

高射砲陣地構築のために個人墓碑を撤去したとする説があるが、図 13 の被爆後の写真を見るかぎり、墓地の整備が行われた後に援退壕か高射砲・機関砲座のような丸い壕が掘られたように見える。別の写真に写った円形の壕（図 14）の周辺には石材が散乱しており、この陣地構築の際に埋められていた墓石を掘り返したものと考えられる。筆者が確認した 1939 年の空撮では、比治山陸軍墓地の北半分は木々で覆われていたが、1945 年の空撮ではこれらは伐採されており、忠霊塔建設時の整備によるものと考えられる。

(2) 旧比治山陸軍墓地の撤去

ABCC は旧陸軍墓地の撤去に関して、単純に楠瀬知事の助言を受け入れたのではなかった。テスマー所長は、市議会が比治山南側建設を受け入れた後の 2 月 15 日、CIE 宗教・文化財課 (Religion and Cultural Resources Division) のバンス課長 (Dr. W. K. Bunce) に相談したところ、残っている墓の数は少なく、建設地としての使用も、撤去の手続きを地元任せるという ABCC の対応方法も問題ないという回答であった。基本的には、日



図 9 忠魂墓碑（口絵 4 部分拡大）
National Academy of Sciences 所蔵



図 10 現在の忠魂墓碑(2016年撮影)



図 11 半壊した恩照塾
National Academy of Sciences 所蔵

本人は墓地全体の移設を行うことも珍しくなく、地元の意見に従い儀礼をふまえて進めれば良いという意見であった。テスマー所長は、地元の反感を引き起こすことがないように、親密かつ友好的な方法で行いたいという意向を示しており、旧陸軍墓地撤去については、慎重に対応する必要があるという認識を持っていた^{187 188}。



図 12 比治山空撮(1945年7月25日)
米軍撮影空中写真



図 13 比治山空撮(1945年8月11日)
米軍撮影空中写真

最終的にこれらの墓碑等については、ABCC が日本政府との賃貸借契約による法的な権利を取得する前に、広島市の手により移設されることを希望し、100万円の費用を負担することを3月15日に申し入れた¹⁸⁹。同月28日広島市がこれを了承し¹⁹⁰、忠魂墓碑は現在地である「中の広場」へ移設され、遺骨が納められたのである。移転先として計画された新規墓苑の整備が遅れたため、比治山内への移設となったのであろう。なお、現在はこの忠魂墓碑に遺骨は納められていない。

前述のように、1956年に陸軍墓地を復興するため墓石等を掘り返した際に、遺骨等が出土したといわれている。戦前に合葬碑や忠魂墓碑を建てる際に、個人墓碑を撤去すると同時に遺骨等が完全に掘り出されたのであれば、そのようなことは起きないはずである。短期間で工事を終えるために「軍をはじめ市民諸士ならびに在広各部隊、市内各中等学校の熱誠たるご尽力¹⁹¹」により完成したとの報道からは、中学生まで動員して作業が行われたことがわかる。想像の域を出ないものの、その時に拙速に作業が行われた可能性もある。また、その時に、墓石は合葬により不要なものとして廃棄されたが、当面の処理として周辺に埋められたのであろう。



図 14 高射砲陣地の跡(1949年2月25日撮影)
公益財団法人放射線影響研究所提供

ABCC の比治山研究所建設に関して、『ドキュメンタリー 原爆遺跡』には次のような記述がある。

9月の枕崎台風と10月の大雨で墓石は谷間に押し流され、倒壊した納骨堂からは遺骨が散乱し、そのまま放置されるという無残な姿になった。(中略) 市民や遺族の強い反対にもかかわらず、宇品から比治山陸軍墓地敷地への移転を強行した。壊された墓石、掘り出された遺骨は南側斜面の谷間に捨てられたが、アメリカ占領軍の司令(ママ)で、報道は一切許されなかった¹⁹²。

旧陸軍墓地への建設決定については、3月19日付の中国新聞で「旧陸軍墓地跡に原爆研究所建設」と報道されており、同記事には墓地の整理についても「近く工事に着手する」と記されている。これについて、「市民や遺族の強い反対」が表明されたということが実際にあったのだろうか。1946年の公職追放により、旧軍関係者は社会的な影響力を一切そがれており、遺族といえども反対を唱えることが困難な時代であったろう。一方、地域住民が ABCC の計画に対して、明確に反対の意思を示した例がある。

比治山研究所の整備計画が進むにつれて、通勤時間の問題や将来の職員増員に対応するため、職員住宅を広島市内に確保することが ABCC の次なる課題となった。1949年5月23日付で、テスマー所長から市長へ住宅用地として1万坪のあっせんが要請された¹⁹³。6月24日には、ファイファーが市担当者との協議において、元宇品を建設地としたいことを表明した¹⁹⁴。7月21日、広島営林署、県・市・市議会・市担当部局のトップらと ABCC との会議がもたれた。任都栗議長は、樹木があまり伐採されず、住宅以外のエリアが公園として市民へも開放されるならば、ABCC の住宅建設用地として提供することに賛成であり、市長とも意見が一致したと表明。また、大規模な国際ホテルの計画も、財源の問題から当分の間は実現不可能だと述べている¹⁹⁵。議長

に対しては、テスマー所長から事前の根回しとして、6月6日に前回の比治山の件に対する協力への謝辞とともに、市とABCCとの相互の利益のためにと協力要請が行われている¹⁹⁶。一方、市長はこの会議において、元宇品の景観や市民の憩いの場としての重要性和将来の国際ホテル建設に言及しながらも、ABCCの重要性に鑑み任都栗議長と同じ結論に達したと述べた。しかし、ABCCが他の場所に建設地を再考するならば非常に喜ばしいという発言も最後に添えており¹⁹⁷、本心からの賛意ではないことがにじみ出ている。この元宇品の問題については、比治山とまったく同様な関係者の構図が再現されている。その後、おそらく市から提示されたものである、西は佐伯郡地御前村から東は海田市町まで市内外14カ所の建設候補地（おそらくは旧軍用地が大半であったと思われる）を検討した結果、ABCCはやはり元宇品が最適地という結論を出した。職員住宅の建設用地としての元宇品は、比治山への通勤距離の近さに加えて、比治山と同様に洪水や地震等の災害対策の観点から高く評価された¹⁹⁸。

こうした計画が検討されている中、地元のPTA会長キムラ・ムネノリほか231名が、1949年6月にABCC住宅の建設地変更の嘆願書を広島市長へ提出し、6月29日キムラ、ミツタニ、タムラ、ササキの4名がABCCへも直接申し入れを行った¹⁹⁹。この嘆願書の内容をまとめると、地元では元宇品の自然を守るべく長年努力してきたが、戦時中に軍により山頂が無残にも伐採された。「国破れて山河あり」という故事があったが、戦争が終わった際には元宇品の悲惨な光景は目を覆うばかりであった。広島市内の沿岸部で豊かな緑を残す貴重な財産であり、元の自然を戻すことを希望し、子孫代々へ引き継いでいきたいという訴えであった²⁰⁰。このように元宇品町の人々は、ABCCの計画に対して明確に異を唱えており、この件が報道された形跡はないが、占領期においても反対の声をあげることができなかった訳ではない。

1950年6月には、元宇品に44棟の家族住宅と80～90名を収容するBOQを建設する大規模な開発計画が、AECに提出された²⁰¹。山の造成は、当初はBCOF工兵隊から訓練名目による無償作業が提案されたが²⁰²、後に横浜の占領軍工兵から6台のブルドーザーと2台のロード・グレーダーを長期間借り受ける案に変更された²⁰³。結局、この元宇品開発計画は、AECの資金が承認されなかったためか、最終的には中止となった。1953年6月22日、比治山研究所の北隣に、前川國男の設計による「比治山ホール」と呼ばれるBOQが完成している²⁰⁴。

(3) 着工から完成まで

1948年の12月31日ファイファーと占領軍工兵部との議論から、比治山の研究施設の設計における耐震性に疑念が生じたため²⁰⁵、比治山への建設地の変更が正式に決まった後の1949年4月25日、ファイファーは後に東京タワーの設計等で知られる早稲田大学内藤多仲教授を比治山へ招いて、設計の耐震性についての調査報告を求めた²⁰⁶。ファイファーは、内藤教授の報告書を参考としつつも、広島過去の地震記録等も考慮して、内部の通路壁をコンクリート・ブロックからコンクリートに変更し、建物短辺方向の間仕切り壁と2階の間仕切り壁を鉄骨フレームに変更するなど、独自の判断で必要最小限度の設計変更を行った²⁰⁷。工事契約については、この建設地の変更と耐震性の見直しが行われたために再入札が必要となり、1949年6月13日に入札説明会、20日に前回指名の5社中2社が入札書を提出した。その結果、竹中工務店が47,272,160円で再び落札している²⁰⁸。



図15 比治山での地鎮祭
National Academy of Sciences 所蔵

1949年7月19日午後一時半から、比治山用地で地鎮祭が行われた。地鎮祭は、地元の慣習に従ってことを進めようとするABCCの考え方の現れでもある。建設工事は同年12月8日に配管工の事務所と飯場が火災により資材もろとも焼失した事件や²⁰⁹、米国本国の鉄鋼ストライキにより資材調達に遅延が生じ、鉄筋等一部の資材を日本産へ切り替えざるを得なかったなど、必ずしも順調といえない状況もあった。当初の計画では、1950年5月1日に完成する予定であった比治山研究所は²¹⁰、約8ヶ月遅れた1950年末にようやく完成した。

比治山用地については、日本政府（大蔵省）と NAS との間で 5 年間の賃貸借契約を締結する方向で、大蔵省と ABCC との間で契約書案が検討され、ワシントンで文言の修正が行われた後に承認された。この契約締結のために SCAP は、1949 年 5 月 14 日付回覧第 9 号 (GHQ/SCAP Circular No. 9 dated 14 May 1949) において、外国政府または機関が日本国内における不動産に関して日本政府と賃貸借契約を締結する手続きを定め、同日付 SCAPIN2005 で日本政府に指令した²¹¹。その後、SCAP の外国投資委員会 (Foreign Investment Board) の承認²¹² および日本政府の外資委員会の同意を得て²¹³、1950 年 6 月 30 日に正式に契約が締結された²¹⁴。総面積は 10,007 坪 (約 33,000m²)。全体の敷地の大半は専ら研究施設としての使用に限定されているが、フランス人墓地の北側 (現在の比治山陸軍墓地) や西南から北側に沿った園路沿いの敷地などについては、ABCC が研究の支障になると判断した場合には制限する権利を留保しているものの、原則として一般市民の通行や公園利用も容認するという条件が付されている。この条件は、事前に ABCC と市の間で合意され、契約書に含められたものである²¹⁵。ABCC としても、市から水道供給に関して必要な設備更新等の便宜を図ってもらう必要があり、市に対して最大限の配慮を行ったと思われる²¹⁶。

比治山以外の整備計画のその後については、リンディーによれば次のようになる。ABCC の主な活動資金は AEC から出されていたが、1949 年夏ごろ AEC の諮問委員会において、これまでの研究成果が予算支出に見合うものであるかどうか、特に呉の研究施設の建設に関して、これ以上の支出が正当なものであるかが議論となった。1950 年遅くに、NRC、AEC、AEC 諮問委員会がそれぞれ代表者やコンサルタントを日本へ派遣し、この問題に関する評価を行った結果、その結論は 1953 年の 1 月までに ABCC を閉鎖するというものであった。1951 年には、AEC は ABCC の予算を半分にまで削減した。その後この問題は、朝鮮半島の軍事的緊張が緩和され、AEC の核関連施設における労働者の安全性に関する議論やマスコミの報道等もあり、ABCC の存続へと方針が変更された²¹⁷。

以上の議論の中において、呉については恒久研究施設の入札説明会後の 1949 年 9 月 23 日に一時中止の指示がワシントンからあり、1950 年 3 月 1 日頃に整備計画がキャンセルされ、研究所も閉鎖された。広島市の流入人口が大きくなり、被爆者ではない者のコントロール・データが地元でも入手できることを理由として、呉の閉鎖が決定された。呉の建築資材はすでに日本へ到着していたため、これを比治山研究所の増築用として転用したといわれている。

長崎の恒久研究施設整備については、浦上監獄跡地 (浦上刑務支所跡地か) の土地賃貸借契約の承認手続きが進められている途中の 1949 年 12 月 31 日に一時中止となり、翌 3 月 1 日頃に整備計画が正式にキャンセルされた。この間、1949 年 11 月から長崎教育会館へ移転を開始し²¹⁸、その後に改修工事が行われた。長崎教育会館は、1982 年道路拡張事業に伴って現在地へ共同ビルとして建て替えられ、現在に至っている²¹⁹。

9 SCAP および ABCC と広島復興

ABCC が研究所を広島に建設することに対して、広島市の関係者は基本的に賛成の立場であった。1949 年 (昭和 21 年) 7 月 22 日着工された比治山研究所について、中国新聞は「実結ぶ世界平和への悲願 放射能に世紀のメス²²⁰」と詳しく報道しており、プレス・コード下ということを考慮する必要はあるが、未知の放射能の影響が解明されることが期待されていた。浜井市長も ABCC から研究所敷地のあっせんを依頼されたことに対して、

当時、原爆症については、余り多くのことがわかっていなかったし、そのために施すすべもなく倒れてゆく人も多かったので、私はそうした研究調査の機関が出来ることは喜ばしいことだと思った²²¹

と述べている。それまで元気であったのに突然に白血病を発症して、被爆から 10 年後に 12 才で亡くなった佐々木禎子の例が端的に現すように、原爆症の解明は被爆地における悲願でもあった。したがって、市長が建設用地をあっせんするなど ABCC に協力した理由の一つに、多くの苦しむ被爆者の現状を解決したいという思いも

あったと考えられる。

また、占領期において、広島は復興に関して国や SCAP から特別な支援を受けようと、さまざまな働きかけを行っている。ABCC の比治山研究所の建設経緯を理解するうえでは、この二つが重要なポイントとなるが、次に広島の復興に対する SCAP の姿勢について検討してみたい。

(1) 広島の復興に対する SCAP の姿勢

広島市の復興における SCAP と広島市との関係については、これまでも拙稿²²²において考察しているが、その要点は次のようなものである。

市中心部からほぼ 2km 圏内が壊滅という被災状況から、特に財政面において自力での復興は非常に困難であったため、広島市は戦後はやくから国および SCAP からの特別支援を求めている。250 を超える罹災都市のうち、とりわけ被害の大きかった戦災都市が 119 都市に及ぶなか、広島が特別支援を求める根拠としては、原爆被災の特殊性と原爆が戦争終結を導いたという政治的意義の 2 点であった。1945 年 10 月 22 日に戦後初の市長に就任した木原七郎はやくも 11 月 23 日に上京し、広島復興への特別支援を求めてマッカーサーへの面会を試みている。さらに、木原市長は占領軍からの支援を求める方策の一つとして、占領軍への復興顧問派遣を求めた結果、呉の終戦連絡事務局の仲立ちにより、米軍からは広島を管轄する第 76 軍政中隊からジョン・D・モンゴメリー中尉 (John David Montgomery) が、BCOF からは軍医であったデビッド・ハーベイ・サットン少佐 (David Harvey Sutton) が復興顧問に就任した。彼らは、誠実に広島復興に協力するよう努めたのだが、復興顧問が占領軍から正式に認知されたものではなかったため、広島が期待した成果はほとんど得られなかった。

一方、1946 年 8 月に BCOF 司令官ロバートソン中将が、オーストラリア本国から広島へ都市計画家を招き、広島の復興計画の顧問とさせたいと占領軍司令部に照会した。その回答は、マッカーサーとも協議したうえで、戦災復興は日本政府の責務であり、占領政策の範囲外であることや、原爆の被害は他の戦災被害と異なるものではなく、特別の支援は認められないということであった。原爆の被害を他の戦災と異なると認めることは、原爆が非人道的な兵器ではないという米軍の立場と矛盾することになるためであろう。こうした占領軍の見解について広島市が知る由もなく、SCAP や国に対して、長らく同じスタンスで特別支援の要望を繰り返すという、アンビバレントな関係が続いていた。その後、帰国したモンゴメリー中尉の後任として、1947 年 8 月に BCOF 工兵隊のジャヴィーが、広島市復興顧問に就任した。

こうした状況を打開したのが、広島平和記念都市建設法という特別法の制定であった。この法律は、単なる戦災復興に対する特別措置ではなく、広島を平和の象徴都市として生まれ変わらせるという崇高な理念を掲げ、国が旧軍用地の払い下げ等において一定の支援を行うことなどを定めたものであった。SCAP としても、この法律が求めるものが 1946 年 8 月の広島復興援助に対する見解とも、また当時の経済安定化政策とも矛盾しないと考えた。さらに、この法律はマッカーサーが当初目指した、日本の非武装化の要である憲法第 9 条とも通じる理念を持っており、しかも日本人が自主的に発案したものであった。占領軍の従来の方針と矛盾しないことよりも、当時の政治状況からこの法案が高く評価できる点があったことが重要であった。

(2) PHW サムス局長と広島の復興

広島平和記念都市建設法制定の過程において、サムス局長が ABCC の建設場所選定について協力を要請したことが契機となって、広島の復興援助推進に SCAP が手を貸したとする説がある。なかには、「任都栗議長は、昭和 24 年 1 月上京し、SCAP 公衆衛生福祉局長クロフォード・サムス准将と会見して示唆を得、単なる復興国営請願にとどめないで特別法による援助を受けるべきであるという方針に転換するに至ったのである²²³」と、特別法制定のアイデアもサムス局長の助言とするものまである。この論拠は、広島平和記念都市建設法の制定過程をまとめた『平和都市生誕』²²⁴の記述と「平和都市を動かしたもの」²²⁵という記事によるものと推定できる。

広島平和記念都市建設法の成立過程については、多くの資料や証言を検討した石丸紀興の先行研究が知られ

ている²²⁶。石丸はサムス局長が 1948 年 12 月 28 日に ABCC 建設用地の件で広島を訪れ、翌年 1 月 4 日に任都栗議長らが上京してサムス局長と面会したと整理している²²⁷。さらに、のちに SCAP 国会議事課長ジャスティン・ウィリアムズ(Justine Williams, Sr.)に対して広島平和記念都市建設法案を説明したことについて、「このウィリアムズ課長との接触は、さきの任都栗議長とサムス准将との会見がもたらした展開²²⁸」であり、1 月 4 日のサムス局長との会談が「GHQ 上層部にも伝えられるという回路が切り開かれる効果をもたらした²²⁹」と評価している。

それでは、サムス局長の 12 月下旬来広説について検証してみたい。PHW の幹部が東京を離れて地方へ出張する際には、事前の旅行命令 (Travel Order) が必要であり、出張の際には通常任務 (Duty: DY) から出張に伴う臨時任務 (Temporal Duty: TDY) への変更記録 (Daily Report of Change²³⁰) が PHW の日報 (Daily Journal) に残されているが、1948 年 12 月下旬 (16 日～ 31 日分²³¹) の日報には、少佐クラス一名が通常任務に戻った 17 日以外は、全て変更なしと記録されている。これにより、12 月下旬にサムス局長はどこにも出張していないことがわかる。

一方、1 月の広島訪問については、サムス局長は 1949 年 1 月 18 日から 20 日まで大阪・京都・広島の 3 府県を訪れ²³²、呉を含めた 4 都市において各軍政部の保健衛生業務を視察したと記録されており²³³、特別に広島だけを訪れた出張ではなかった。広島軍政部の SCAP への月例報告にも、1949 年 1 月分にサムス局長訪問の記録がある²³⁴。この 1 月のサムス局長訪問も、PHW の監督下にある ABCC が広島市との間で懸案を抱えていた状況から、単に表敬訪問を行ったにすぎなかったと思われ、PHW および NAS のどちらにも協議録が残されていない。

次に、1 月 4 日に上京した議長がサムス局長と面会し、この時の広島復興に関する主張が、「GHQ 上層部にも伝えられるという回路が切り開かれる効果をもたらした」という分析について検討する。この 1 月のサムス局長との面会は、サムス局長による 12 月の広島訪問があったことを前提として成立する説である。1 月 4 日の面会については PHW の当日の日報に記録はない。上京しても、面識がないので単なる陳情では、面会は困難であろう。

その後、2 月 10 日前後から上京した市長、議長らがサムス局長を訪れたと、次のように報じられている。

先般来広されたサムス公衆衛生局長 (ママ) を GHQ に訪れ、広島市の復興の根本である上下水道、太田川改修に巨額の予算が必要であることを陳情したところ理解ある回答に接した²³⁵

これについて、PHW の日報 (2 月 15 日) には、次のように記録されている。

広島市長および市議会議長と広島市の復興に関して会議を持った。彼らは、PHW の支援を要請した。

PHW は、広島の水浄施設と下水処理施設の復旧に関して、どのようなことが必要か調査を行い、これらの必須施設の復旧に要する資金と資材が正当に配分されるよう必要な措置をとる予定である²³⁶ (筆者訳)

このように、政治的なレトリックあふれた回答がなされている。サムス局長は極めて事務的に対応したことがわかる。間接統治を建前とする占領政策の枠組みにおいては、地方自治体の復興への補助は日本政府と地方自治体間の問題であり、SCAP の局長がまともに陳情を受けることは異例であろう。サムス局長としては 1 月に広島を訪問したことから、市長らの訪問に儀礼的に応えたにすぎないと思われる。また、太田川改修という治水事業に関しては PHW の管轄外であり、PHW 側に記録は残されていない。

以上のとおり、ABCC による広島関係者との交渉については、当初は臨時所長のニールにより、後には所長のテスマーにより直接行われており、サムス局長が介入した形跡はない。1946 年 8 月の占領軍による広島復興に対する見解に反する行動をとるためには、それなりの理由が必要であった。



図 16 宇品研究所開所式に飛行機で来広した、サムス局長
National Academy of Sciences 所蔵

広島市の復興請願運動が、特別法の制定へと方針を変えた契機は、2月13日に市関係者が浅岡信夫参議院議員に率いられて寺光忠参議院議事部長を訪ねて協議した際に、寺光から特別法の提案がなされたことである。それ以降、何回かの法案改定をへて、3月に松本瀧蔵衆議院議員に率いられて市長および議長が帯同して、松本議員がウィリアムズ国会議事課長へ広島平和記念都市建設法案の英訳を基に内容を説明し、以後の国会上程への経路が切り開かれた²³⁷。もちろん、この特別法への転換が広島復興の隘路を切り開いたのであるが、それまでの広島市関係者による熱心な陳情活動等も、日本側における政府の容認や国会通過の下慣らしとして重要な役割を果たしたと考えられる。

10 ABCCの非治療方針（No-Treatment Policy）

これまで見たように、ABCCはロジスティクスの問題やさらに施設建設に関して、占領軍全体に課せられたと同じ制約を受けながら活動せざるを得なかった。こうしたABCCに対する占領政策による影響の一例として、本稿の主題とは少し離れるが、ABCCの非治療方針について考察してみたい。

ABCCは日本で調査活動を開始した当初から、その設置目的が臨床研究であったため、被爆者の診断は行うが治療は行わないという「非治療方針」を公式には堅持したとされている。これに対して被爆者は、占領下においては声をあげなかったが、占領軍の圧力から解放された占領終結後から、治療を求める声が高まっていき、一部には抗議の形になったものもあった。

こうした非治療方針に対する説明としては、日本の医師免許を持たない米国人医師による治療が不可能であること、地元の医師の経営を圧迫すること、被爆者の治療費がABCCにとってかなりの財政的負担になること、SCAPの占領政策による制限などが、その理由として示されてきた。リンディーは、ABCCが活動を開始した初期の1947年から1960年代前半までの幅広い時代を対象に検討を行い、非治療方針についてのさまざまな理由を検討したうえで、消去法的な結論として次のように述べている。

治療に関する最も重要な障害は、治療費用、医師免許、日本の医師に対するリスク、SCAPの遺産といったものではないことを主張したい。それはむしろ、ABCCに対するアメリカ人の認識の問題であって、ここではABCCは原爆によって生じた苦悩に対する倫理的責任（moral responsibility）の問題に取り組ませる舞台であったことである。こうしたABCCの解釈においては、被爆者の治療は原爆使用に対する米国の公式な謝罪となったであろう²³⁸。（筆者訳）

しかしながら、この見解も資料による証左が得られたものではない。

リンディーは、SCAPの占領政策による非治療方針への影響を考察する中で、ABCCの活動初期にSCAPが日本人への治療を躊躇させるような指示を出したことに触れているが、1948年の夏以前にNRCやABCC内部においてこうした非治療方針に対する説明が記録された文書がないことや、ABCCの医師が度々こうした方針に違反して個別に治療したことから、この説に対して懐疑的である。リンディーがSCAPによる指示として示した1947年6月より早い時期の文書として、1947年4月22日に東京に到着したテスマー、前日に到着したウォーレンおよびブロックに対して、サムス局長がアメリカ人は日本人を手術することはできないことを注意した文書があるが、その記述は断片的である²³⁹。

さらに、リンディーは、戦勝国が敗戦国の国民を治療すべきかという倫理的問題に関して、論考を進めている。戦時においては、兵士が敵国の民間人を治療することも、倫理的な問題をはらむとは認識されないとし、敗戦直後のドイツにおいては、本来の救援組織であるUNRRA（United Nations Relief and Rehabilitation Administration：連合国救済機関）が被災難民の治療を担っていたが、連合国軍もかなりの治療行為を行ったことを例としてあげている²⁴⁰。この説明においては、政府機能が完全に破壊されたドイツにおける占領政策は日本における間接統治と異なり、直接統治により行われた点が言及されていない。直接統治においては、ドイツ国民の医療に対する責任は占領軍にあるため、軍が被災難民を直接治療するかどうかは、占領関係組織間に

おける単なる役割分担の問題である。当時のドイツは、間接統治下にあった日本とは異なる状況であった。

この非治療方針が定められた当初の理由としては、サムスの回想録『DDT 革命』の原著である "Medic" の注記の中で、編者のザカリアン (Zabelle Zakarian) が適確な指摘を行っている²⁴¹。ザカリアンによれば、1945 年 11 月 1 日 統合参謀本部からマッカーサーに指令された「日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令²⁴²」(JCS1380/15 = SWNCC52/7) における、民間への医療の提供や援助に関する方針に、その答えを求めることができる。この指令は占領軍に対して、「公平で平等な供給を求めているだけでなく、軍事的必要性を除いて民間人に対して直接供給することを禁じる提言を行っている (筆者訳)²⁴³」と説明している。

間接統治とは、国民に対する日本政府の基本的な責任を保持させたまま、占領軍が間接的に統治を行うことである。広島や長崎だけでなく、日本人全体に対して占領軍が直接に医療行為を行うことは、原則として禁止されていたのであった。したがって、占領軍の管理下にあった ABCC は、占領政策に沿って活動することが求められており、この占領政策と矛盾する方針を打ち出すことは、非常に困難であった。特に ABCC の活動としての治療であるから、自ずと広島と長崎という原爆被災地に限定されて行われることになる。筆者がこの論考において引用したように、占領軍として広島の復興を特別に支援することは、他都市から同様の要求を招く恐れがあることから、好ましくないという見解が示されていた。これを敷衍すれば、広島における被爆者 (戦災者) に対する ABCC による治療についても、同様の答えが導き出されるであろう。

筆者は、占領期における ABCC の非治療方針については、ABCC の主体的な意思決定と言うよりも、占領政策の制約によるものであると考えている。

11 おわりにかえて

これまで筆者は、GHQ/SCAP 占領軍関係資料を中心とする資料調査に基づき、「占領軍兵士による復興顧問」、「児童文化会館をめぐる児童文化と占領軍²⁴⁴」、そして今回の「ABCC の施設整備と広島の復興」の三つのテーマについて、研究ノートをまとめてきた。この三つのテーマは日本全体の復興期においても、とりわけ広島にユニークなものである。これから浮かび上がってくるのは、復興援助を求める広島とこれに対する占領軍 (アメリカ) とのアンビバレントな関係である。筆者の限界から十分な論考とはならなかったが、「占領軍と広島の復興」という視点から新たな資料を紹介できたと自負している。

今後、広島の地域史研究においても、占領軍関係資料の収集・分析が進み、研究成果が続々と発表されることを願って拙稿を終わることとした。

1 Lindee, M. Susan, *Suffering Made Real - American Science and the Survivors at Hiroshima* The University of Chicago Press 1994

2 Lindee 教授談, 2015 年 8 月 4 日聴取

3 『米軍占領下の原爆調査』笹本征男 新幹社 1995 年

4 笹本 (1995) pp44-46,53-55,72-73

5 *Appendix No.1 Memorandum Long-term Follow-up on Atomic Bomb Casualties*, 14 November 1946, General Report - Atomic Bomb Casualty Commission January 1947, p10-12, GHQ/SCP Records, Public Health and Welfare Section (以下 PHW), 国立国会図書館蔵, 同じ文書が『広島新史 資料編 I 都築資料』(広島市 昭和 56 年) pp73-77 (英文翻刻は pp64-69) に所載。また、National Academy of Sciences (以下 NAS) の HP に掲載されている。

6 Lindee(1944) p34

7 *General Report - Atomic Bomb Casualty Commission January 1947*, pp1-11, PHW

8 *Report No.1 For the period November 22-30, 1946*, A.B.C.C., GHQ/SCAP Records, Economic and Scientific Section 国立国会図書館蔵 (以下 ESS) 同じ文書の日本語訳が『広島新史 資料編 I 都築資料』(広島市 昭和 56 年) pp70-77 (英文翻刻は pp58-64) に所載。

9 上記 Report No.1 ~ No.5 によれば、ウルリックは急性角膜炎で東京に到着直後に第 42 総合病院へ入院し、その後一旦調査団に復帰したものの再び症状が悪化し、12 月 3 日東京へ治療のために戻り、調査団に復帰したのは 23 日になってからであり、実質的には活動に参加していない。

10 Letter to the President from James Forrestal, Secretary of the Navy, 18 Nov. 1946, ABCC - Supplies & Requirements, #1(1946-1948), #2(1949-1951), PHW (以下 ABCC - Supplies & Requirements)

11 *Additional Plans for Facilities on Atomic Bomb Casualty Commission, Hiroshima*, 15 Oct. 1947, ABCC - Supplies & Requirements

12 『GHQ 日本占領史 第 2 巻 占領管理の体制』天川晃、荒敬、竹前栄治、中村隆英、三和良一編集 日本図書センター 1996 年, pp163-164

13 *Report No.2 For the Period 2-7 December 1946*, A.B.C.C.,ESS

14 Ibid. 彼らの国内移動に関しては、1 等寝台設備を備えた軍団長車両「サギノー号 (Saginaw)」と研究車両「トロイ号 (Troy)」, 同支援車両「ナイルズ号 (Niles)」が特別に手配された。各車両の詳細は『知られざる連合軍専用客車の全貌』中村光司 JTB パブリッシング 2015 年, pp91-94,160-170,239,248

- 15 笹本（1995）は、「呉から広島まで山本久雄（広島市助役）と松林鎔三が案内」（p111）と記述しているが、原資料（Report No.2）の記述では、山本久雄ら市関係者は広島市役所で呉から来た調査団を迎えたのであり、広島市関係者が呉までわざわざ出迎えに行ったのではない。
- 16 『中国新聞』1946年12月8日
- 17 『中国新聞』1946年12月6日
- 18 『中国新聞』1946年12月8日
- 19 *Report No.3 For the Period 3-14 December 1946*, A.B.C.C., ESS
- 20 *Report No.4 For the Period 16-22 December 1946*, A.B.C.C., ESS
- 21 *Appendix No.7 Memorandum to : L. V. Phelps*, General Report - Atomic Bomb Casualty Commission (January 1947), p63, PHW
- 22 *Salient Points in Report of Atomic Bomb Casualty Commission*, ABCC - Press Release on Brues - Henshaw Report, PHW
- 23 *Interim Report No.4 Covering the Period 19 February 1947 through 13 March 1947*, A.B.C.C., ESS
- 24 *Interim Report No.5 Covering the Period 14 March 1947 through 13 April 1947*, A.B.C.C., ESS
- 25 *Interim Report No. 6 Covering the Period 14 April to 28 April, 1947*, A.B.C.C., ESS
- 26 Hewlett, Richard G., Anderson, Oscar E., Jr. *The New World, 1939/1946, Volume 1 A History of The United States Atomic Energy Commission*, The Pennsylvania State University Press, 1962, pp1-3,530
- 27 Putnam, Frank W., *The Atomic Bomb Casualty Commission in retrospect*, Proceedings of the National Academy of Sciences in the United States of America, Vol. 95 May 1998, p5428, Web; <http://www.pnas.org/content/95/10/5426.full>
- 28 Lindee(1944) p35
- 29 *Letter to Dr. Philip Owen from J. V. Neel dated 30 Oct. 1947*, ABCC- Letters, PHW
- 30 *Interim Report No.4 Covering the Period 19 February 1947 through 13 March 1947*, A.B.C.C., ESS
- 31 *Interim Report No.5 Covering the Period 14 March 1947 through 13 April 1947*, A.B.C.C., ESS
- 32 今まどり「CIE インフォメーション・センターの活動」今まどり・高山正也編著『現代日本の図書館構想』勉誠出版 2013年 pp.98-99
- 33 *Branch Library Location in Hiroshima*, 14 Aug 1947, Branch - Hiroshima Correspondence, CIE
- 34 *Proposed and Probable Space Requirements for the Atomic Bomb Casualty Commission*, 3 Sept. 1947, ABCC Laboratory Facilities (Asano Library Bldg., Hiroshima), PHW
- 35 Ibid.
- 36 *Monthly Military Government Activities Report for Month of August, 1947*, 8 Sept. 1947, MGTE-0.2: Monthly Activities Reports - Hiroshima Military Government Team (Apr - Dec 1947), Records of the Adjutant General's Office; World War II Operations Reports 1940-1948 Headquarters
- 37 *Additional Plans for Facilities on Atomic Bomb Casualty Commission, Hiroshima*, 15 Oct. 1947, ABCC - Supplies & Requirements
- 38 *Logistic Support of Committee on Atomic Casualties*, 21 Jan. 1948, ABCC - Supplies & Requirements
- 39 厳密には、職員の中にはオーストラリア人や欧州人も在籍した例もあったが、圧倒的少数である。
- 40 『英連邦軍の進駐と展開』千田武志 御茶の水書房 1997年 p37, 138
- 41 *Letter to Mayor Hamai from Carl F. Tessmer*, 23 May 1949, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 42 『占領軍調達史 一部門編-Ⅲ』占領軍調達史編さん委員会 1959年 pp13-18
- 43 『GHQ 日本占領史 第3巻 物資と労務の調達』天川晃・荒敬・竹村栄治・中村隆英・三和良一 日本図書センター 1996年, p16
- 44 Ibid. p33
- 45 *Transfer of Accountability for Former Military Property*, 29 Jun. 1948, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure 1947-1951, NAS
- 46 ただし、当初は正式な調達要求 (PD) の形をとっていない物件も事後に改められたので、一番当初の接収については不明である。
- 47 *Logistic Support of Committee on Atomic Casualties*, 21 Jan. 1948, ABCC - Supplies & Requirements
- 48 PHW の各年 Daily Journal を参照
- 49 *Laboratory Facilities for Committee on Atomic Casualties at Hiroshima*, 25 Oct. 1947, ABCC - Supplies & Requirements
- 50 *Hiroshima Building for Library*, 29 Oct. 1947, ABCC Laboratory Facilities (Asano Library Bldg., Hiroshima), PHW
- 51 *Circular No.17 Real Property in Japan*, 2 Jun. 1948, GHQ/SCAP Circular, 1948, GHQ/SCAP Records, Adjutant General's Section 国立国会図書館蔵 (以下 AG)
- 52 *Additional Plans for Facilities on Atomic Bomb Casualty Commission, Hiroshima*, 15 Oct. 1947, ABCC - Supplies & Requirements
- 53 *Conference with Lt. Col. G. O. De Young. Plans and Policy Division, G-4 Section, GHQ, SCAP*, 1 Nov. 1947, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure 1947-1951, NAS
- 54 *Radio WCL 35948*, 7 Nov. 1947, ABCC - Supplies & Requirements
- 55 *Facilities for Atomic Bomb Casualty Commission*, 16 Dec 47, ABCC - Supplies & Requirements
- 56 *Conference concerning the Use of the Asano Library Building by the Atomic Bomb Casualty Commission with the Mayor of Hiroshima, Mr. Shinzo Hamai*, 19 Nov. 1947, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure 1947-1951, NAS
- 57 *Conference with the Mayor of Hiroshima Regarding the Use of the Asano Library Building by the Atomic Bomb Casualty Commission*, 11, Dec. 1947, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure 1947-1951, NAS
- 58 『年報 1961年7月1日-1962年6月30日』(原爆傷害調査委員会) p127 や笹本（1995）p171 では、「同年12月24日浜野局長は、木田博士、永井技官を帯同して広島に赴き、広島市長と接話し」と、『予研年報 第2号』(1948)を典拠とした記述に留めているが、実際に市との交渉が行われたのは、12月26日であった。
- 59 *Series of Conference on 26 December 1947 concerning Facilities for the Study of Atomic Bomb Casualties*, 27 Dec. 1947, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 60 *Medical Research on Atomic Bomb Influence*, From Rokuzo Kobayashi of NIH to C. F. Sams of PHW, 18 Dec. 1947, Relationship to ABCC and National Institute of Health, PHW
- 61 *Letter to Herman S. Wigodsky from Philip S. Owen*, 12 Feb. 1948, ABCC - Letters, PHW
- 62 Ibid. 以前の拙稿（「ハワード・ベルと広島の子供文化」『広島市公文書館紀要インターネット臨時増刊号（平成27年12月）』）で、ファイアー技師による浅野図書館の修復可能性に関する調査については、1947年12月に行われたと判断していたが、2月4日付のOwenからWigodsky宛の書簡に浅野図書館調査の言及がないことから、1948年2月5日から12日までに行われたと推測できる。
- 63 *Staff Visit - Hiroshima*, 24 Feb. 1948, Branch - Hiroshima Correspondence Aug. 1947 -Sept. 1951, GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section 国立国会図書館蔵 (以下 CIE)
- 64 *Rehabilitation of the Asano Library*, 12 Mar. 1948, ABCC - Supplies & Requirements
- 65 *Report of Atomic Bomb Casualty Commission Concerning the Asano Library Building, Hiroshima*, 23 Mar. 1948, ABCC - Supplies & Requirements
- 66 *ABCC Progress Report - 15 April 1948 Historical*, Dr. Owen, PHW
- 67 『目で見る原爆傷害調査委員会—放射線影響研究所 40年』財団法人放射線影響研究所 1988年 p7

- 68 Lindee(1994) p33
69 『広島市立浅野図書館略年表』 広島市立浅野図書館 1974 年 p3
70 『広島新史 行政編』 広島市 1983 年 pp288-290
71 *Conference with the Mayor of Hiroshima, 16 February 1948*, 16 Feb. 1948, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure 1947-1951, NAS
72 建設候補地となった旧軍用地の所在については、『広島新史』資料編Ⅲ「Ⅲ 第二次世界大戦時軍用施設配置図」を参照のこと。
73 *Conference in Mayor of Hiroshima's Office 17 Feb 28*, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
74 *Series of Conference on 26 December 1947 concerning Facilities for the Study of Atomic Bomb Casualties*, 27 Dec. 1947, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951
75 「宇品凱旋館建設に関する件」『大日記甲輯昭和 12 年』(防衛省防衛研究所) JACAR Ref.C01001463200
76 『中国新聞』1939 年 4 月 24 日
77 『中国新聞』1941 年 6 月 20 日夕刊
78 『局史 (宇品引揚援護局)』守屋茂 1947 年『海外引揚関係史料集成 (国内編)』第 6 巻 加藤聖文監修・編集 ゆまに書房 2002 年 pp50-53
79 *War Diary and Intelligence Summary from 1 Mar. 1946 to 31 Mar. 1946*, 67 Infantry Battalion British Commonwealth Occupational Forces March 1946, Australian War Memorial (以下 AWM)
80 *War Diary and Intelligence Summary from 1 Oct 1947 to 31 Oct. 1947*, 67 Infantry Battalion British Commonwealth Occupational Forces September - October 1947, AWM
81 守屋 (1947) p11
82 *War Diary and Intelligence Summary from 1 Sep. 1947 to 30 Sep. 1947*, 67 Infantry Battalion British Commonwealth Occupational Forces September - October 1947, AWM
83 *Conference Concerning Availability of Office Space in Gai Sen Kan Building (Ujina)*, 16 Jan. 1948, ABCC - Supplies & Requirements
84 『年報 1961 年 7 月 1 日—1962 年 6 月 30 日』原爆傷害調査委員会 p127
85 *Conference on the Acquisition of Existing Storage Warehouse Adjacent to the Gai-Sen-Kan and Additional Space Required for the Establishment of Motor Pool*, 26 Feb. 1948, Hijiya Park Site: 1948-1950, NAS (以下 Hijiya Park Site)
86 *Shipping Instruction for 40'x100' Butler Huts from U.S. Naval Base, Yokosuka*, 17 Mar. 1948, Logistic Support 1948-1951, NAS
87 *Transfer of Accountability for Former Military Property*, 29 Jun. 1948, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure 1947-1951, NAS
89 *Discussion with Captain E. Rappaport, Engineers Headquarters, BCOF (Kure House)*, 22 Jun. 1948, Construction Information & Costs 1948-1950, NAS
90 Ibid.
91 *Lack of Control of ABCC Contract*, 16 Jul. 1948, Hijiya Park Site
92 『中国新聞』1948 年 11 月 2 日
93 『中国新聞』1949 年 7 月 13 日, 15 日, 『夕刊ひろしま』1949 年 7 月 13 日
94 *Meeting with Japanese Advisory Group to Discuss Official Opening of ABCC, held 19 May 1949*, 24 May 1949, Administration: General 1949-1951, NAS
95 *Letter to Dr. Shields Warren from Philip S Owen, Executive Director dated 30 Aug. 1948*, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
96 *Outline Statement on (1) Design Approach, (2) Selection of Architectural and Engineering Services, (3) Building Material and Supplies - Procurement Policy of the Committee on Atomic Casualties, National Academy of Science, National Research Council, for Their Permanent Laboratory Facilities at Hiroshima, Kure, Nagasaki and Sasebo, Japan - Contract No. AT-49-1-GEN-72*, 8 Apr. 1948, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
97 *Construction Department Information for AEC Representatives*, 28 Jun. 1950, Construction Information & Costs 1948-1950, NAS
98 Ibid.
99 “Tokyo Hotel” とは「第一ホテル」のことか。
100 *Conference with Japanese Construction Companies, 7 December 1948, Tokyo Hotel, Concerning Soliciting of Bids for Construction of ABCC Laboratories*, 7 Dec. 1948, ABCC - Supplies & Requirements
101 *Construction Department Information for AEC Representative*, 26 Jun. 1950, Construction 1947-1950, NAS
102 *Letter to Sinzo Hamai, Mayor of the City of Hiroshima from Carl F. Tessmer*, dated 22 Dec. 1948, Hijiya Park Site
103 『中国新聞』1948 年 12 月 5 日
104 『文化通信』No.35 1948 年 12 月 13 日 p4
105 『広島市議会会議録』広島市議会 1948 年
106 「都市公園政策の歴史的変遷過程における『機能の社会化』と政策形成 (三)」申 龍徹, 『法学志林』101-2 法政大学法学志林協会 2004 年 p161
107 『広島県史 年表 別編 1』広島県 1984 年 pp472-473
108 申 龍徹 (2004) p161
109 『広島市史第 4 巻』広島市 大正 11-15 年 (昭和 47 年復刻) pp577-578
110 『芸備日日新聞』1898 年 6 月 15 日
111 『芸備日日新聞』1897 年 12 月 10 日, 16 日
112 『芸備日日新聞』1898 年 1 月 11 日
113 『芸備日日新聞』1897 年 12 月 17 日
114 『芸備日日新聞』1898 年 6 月 15 日, 18 日
115 『芸備日日新聞』1898 年 8 月 26 日
116 『芸備日日新聞』1899 年 2 月 25 日, 26 日
117 『芸備日日新聞』1899 年 8 月 17 日
118 『芸備日日新聞』1899 年 9 月 3 日, 10 月 8 日
119 『広島市史 第 4 巻』広島市 大正 11-15 年 (昭和 47 年復刻) pp747-750
120 Ibid. p753
121 『芸備日日新聞』1899 年 8 月 17 日
122 「長岡安平の官歴を中心とした経歴区分による設計業績の変遷について」浦崎真一, 『ランドスケープ研究』第 77 巻 5 号 2014 年 Vol. 77 (2014) No. 5 pp407-412
123 『広島市史 第 4 巻』広島市 大正 11-15 年 (昭和 47 年復刻) pp565-575
124 「内務省へ安芸郡比治山内埋葬地として受領云々回答」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04026713100, 『大日記 官省使庁府県送達 2 月 土 陸軍省第一局』(防衛省防衛研究所)

- 125『兵士はどこへ行った』原田敬一 有士舎 2013年 p91
 126 Ibid. p116
 127「第5師団監督部より埋葬地払収受領の件」JACAR Ref.C06021984000、『明治28年2月27日 8戦役日記 甲』（防衛省防衛研究所）
 128「兵卒墓標改葬の件」JACAR Ref.C07051009800、『明治34年 伍大日記 2月』（防衛省防衛研究所）
 129『芸備日日新聞』1896年12月10日
 130 原田 (2013) pp175-180
 131『中国新聞』1944年4月8日
 132『中国新聞』1944年5月2日
 133 原田 (2013) p179
 134『中国新聞』1944年5月2日
 135『比治山をめぐる郷土誌』段原公民館郷土史クラブ 1985年 p15
 136「陸軍埋葬規則制定の件」JACAR Ref.C06082621800、『明治30年 乾 式大日記 8月』（防衛省防衛研究所）
 137「個人墓碑から忠霊塔へ」森下徹『陸軍墓地がかたる日本の戦争』小田康徳、横山篤夫、堀田暁生、西川寿勝編著 ミネルヴァ書房 2006年 pp194-195
 138「軍隊と兵士—さまざまな死の姿—」横山篤緒夫 Ibid. pp28-29
 139 *Acquisition of Real Property by ABCC*, 15 Feb. 1949, ABCC - Supplies & Requirements
 140 中川利國「<研究ノート>「占領軍資料を中心とする広島市復興顧問と復興計画への一考察」『広島市公文書館紀要』第28号 2015年 pp.48(11)-29(30)
 141『文化通信』第41号 1949年1月3日 p11
 142 *Letter to Carl F. Tessmer from Sinzo Hamai* dated 28 Dec. 1948, Hijiya Park Site
 143 *Conference with Mr. Kusunose, the Governor of Hiroshima Prefecture, on Hijiya Site*, 5 Jan. 1949, Hijiya Park Site
 144 現在の市営「三滝墓苑」と「高天原墓苑」のことであろう。
 145 Conference with Mr. K. Iida, Director of Public Works Department, Hiroshima Prefecture, on Hijiya Site, 18 Jan. 1949, Hijiya Park Site
 146『中国新聞』1948年11月17日
 147『中国新聞』1949年1月12日
 148『中国新聞』1949年1月30日
 149「原爆十年・広島市政秘話 No.39」『中国新聞』1955年8月23日。この連載記事は後に『原爆市長』（浜井信三著 1967年）として出版された。
 150『中国新聞』1949年2月20日
 151 シングル12室、ツイン14室
 152「原爆十年・広島市政秘話 No.40」『中国新聞』1955年8月24日
 153『中国新聞』1949年1月20日
 154『文化通信』第45号 1949年1月24日 p4
 155 *Acquisition of Real Property by ABCC*, 15 Feb. 1949, ABCC - Supplies & Requirements
 156「原爆十年・広島市政秘話 No.39」『中国新聞』1955年8月23日。
 157『文化通信』No.48 1949年2月7日 pp3-4
 158 *Conference with Mayor of Hiroshima Regarding Building Site, 31 January 1949*, 1 Feb. 1949, Hijiya Park Site
 159「原爆十年・広島市政秘話 No.39」『中国新聞』1955年8月23日
 160『中国新聞』1948年9月5日
 161 中川 (2015) p36(23)
 162 *Review of Available Information Regarding Flood Danger at No.1 Moto-Machi*, 8 Feb. 1949, Hijiya Park Site
 163 現在の高天原墓苑の西側の高台に「旧工兵作業場」があった。現在の東区山根町「瀬戸内高校郊外グラウンド」周辺と思われる。
 164 *Visit to Possible Building Sites, Suggested in the Mayor's Conference of 31 January 1949, by Mr. Friend, Mr. Umeda, and Mr. Pfeiffer*. 8 Feb. 1949, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
 165 *Conference with Mr. K. Iida, Director of Public Works Department, Hiroshima Prefecture, on Hijiya Site*, 18 Jan. 1949, Hijiya Park Site
 166「都市公園政策の歴史の変遷過程における『機能の社会化』と政策形成（三）」申 龍徹,『法志林』101-2 法政大学法志林協会 2004 pp160-162, Web; <http://hdl.handle.net/10114/4806>
 167『日本公園百年史—総論・各論—』日本公園百年史刊行会 第一法規出版 1978年 p303
 168 *Conference with Mr. Nitoguri, 0900, 10 February 1949*, 10 Feb. 1949, Hijiya Park Site
 169 この日の記録は、NASだけでなくPHWにも送付されて残されている。
 170『文化通信』第51号 1949年2月14日 p2
 171 全員協議会速記録（原子爆弾研究所設置について）1949年2月11日 広島市議会
 172『文化通信』第51号 1949年2月14日 p2
 173 *Report on the Settlement of the Site of Atomic Casualty Commission*, 15 Feb. 1949, Hijiya Park Site
 174 *Conference with Mr. Nitoguri, 0900, 10 February 1949*, 10 Feb. 1949, Hijiya Park Site
 175 *Acquisition of Real Property by ABCC*, 15 Feb. 1949, ABCC - Supplies & Requirements
 176『加害基地宇品』空辰男 汐文社 1994年 p147
 177『高射戦史』下志津（高射学校）修親会編著 田中書店 1978年 pp580-581
 178『新編広島県警察史』広島県警察史編修委員会 広島県警察連絡協議会 1954年 pp401-411
 179『加害基地宇品』空辰男 汐文社 1994年 p147
 180『高射戦史』下志津（高射学校）修親会編著 田中書店 1978年 p581
 181『比治山陸軍墓地略誌』比治山陸軍墓地保存協賛会 1964年
 182 *Lease Between The Japanese Government (Finance Ministry) and National Academy of Sciences*, 30 Jun 1949, 601: #2, AG
 183 *Arrangements for Survey of the South End of Hijiya Park*, 23 Feb. 1949, Hijiya Park Site
 184『中国新聞』1982年9月3日
 185『中国新聞』1940年6月11日
 186 *Letter to Lt. Col. Carl F. Tessmer from Sinzo Hamai, Mayor of Hiroshima*, 28 Mar. 1949, Hijiya Park Site

- 187 *Conference with Dr. W. K. Bunce, CI&E*, 15, Feb. 1949, Hijiyama Park Site
- 188 *Acquisition of Research Sites at Nagasaki and Hiroshima*, 15 Feb. 1949, Reports of Conferences – CI&E, CIE
- 189 *Letter to Sinzo Hamai from Carl F. Tessmer, 15 Mar 1949*, Acquisition & Construction of Real Property: 1948-1950, NAS
- 190 *Letter to Lt. Col. Carl F. Tessmer from Sinzo Hamai, Mayor of Hiroshima, 28 Mar. 1949*, Hijiyama Park Site
- 191 『中国新聞』1944 年 5 月 2 日
- 192 『ドキュメンタリー原爆遺跡』広島高校生平和ゼミナール・広島県歴史教育者協議会・広島市教職員組合 汐文社 1988 年 p186
- 193 *Letter to Sinzo Hamai from Carl F. Tessmer, 23 May 1949*, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 194 *Survey of Possible Housing Site – Ujina Shima*, 24 Jun. 1949, Hijiyama Park Site
- 195 *ABCC Hiroshima Permanent Housing Site at Moto-Ujina*, 26 Jul. 1949, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 196 *Letter to T. Nitoguri from Carl F. Tessmer, 6 Jun. 1949*, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 197 *ABCC Hiroshima Permanent Housing Site at Moto-Ujina*, 26 Jul. 1949, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 198 *Report on Proposed ABCC Housing Development, Hiroshima, Japan*, 10 Oct. 1949, Housing: Hiroshima & Kure 1948-1951, NAS
- 199 *ABCC Hiroshima Permanent Housing Site at Moto-Ujina*, 26 Jul. 1949, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 200 *Petition from Munenori Kimura and 231 others to Mayor of Hiroshima City*, June 1949, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 201 *Housing Development Analysis of Atomic Bomb Casualty Commission Ujina-Machi Hiroshima, Japan for the National Academy of Science – National Research Council*, 19 Jun. 1950, Lands & Buildings: Hiroshima & Kure: 1947-1951, NAS
- 202 Ibid.
- 203 *Letter to Dr. Philip S. Owen from Homer F. Pfeiffer, 31 Jul. 1950*, Atomic Bomb Casualty Commission Building Program: 1948-1951, NAS
- 204 『目で見る原爆傷害調査委員会—放射線影響研究所 40 年』財団法人放射線影響研究所 1988 年 p16
- 205 *Earthquake Properties of ABCC Laboratory*, 6 Jan. 1949, ABCC - Supplies & Requirements
- 206 *Report of Analysis for Earthquake Resistance of A.B.C.C. Clinical Laboratory Building at Hiroshima*, 5 May 1949, Hijiyama Park Site
- 207 *Analysis of Earthquake Resistant Construction*, 12 May 1949, Hijiyama Park Site
- 208 *Construction Department Information for AEC Representative*, 26 Jun. 1950, Construction 1947-1950, NAS
- 209 *Fire at Hijiyama Site (Phase I) on 8 December 1949 – Preliminary Report*, 8 December 1949, Fire Accident & Misdemeanors 1949-1951, NAS
- 210 *Laboratory Construction Program for Atomic Bomb Casualty Commission of the Committee on Atomic Casualties*, 16 Spt. 1949, Hijiyama Park Site
- 211 *Circular No.9, Acquisition of Real Property in Japan by Foreign Governments*, 14 May 1949, GHQ/SCAP Circular, 1949, AG
- 212 *Application for approval and validation of lease of Japanese Government properties in Hiroshima City, Hiroshima Prefecture, Japan, and option agreement in connection therewith to be entered into by National Academy of Sciences*, 24 Jun. 1949, Lease: Hiroshima 1948-1950, NAS
- 213 *Validation of Lease of Properties in Hiroshima City, Japan, by the National Academy of Sciences, an Agency of the Government of the United States*, 30 Jun. 1949, Lease: Hiroshima 1948-1950, NAS
- 214 *Lease Between The Japanese Government (Finance Ministry) and National Academy of Sciences*, 30 Jun 1949, Lease: Hiroshima 1948-1950, NAS
- 215 *Letter to Mayor Hamai from Carl F. Tessmer, 14 Apr. 1949*, Hijiyam Park Site 1948-1950, NAS
- 216 *Letter to Dr. H. S. Wigodsky from Makoto Iwashita, 26 Sep. 1949*, Hijiyama Park Site
- 217 Lindee(1994) pp104-115
- 218 『目で見る原爆傷害調査委員会—放射線影響研究所 40 年』財団法人放射線影響研究所 1988 年 p12
- 219 『10 年の歩み』財団法人放射線影響研究所 1985 年 p23
- 220 『中国新聞』1949 年 7 月 24 日
- 221 「原爆十年・広島市政秘話 No.39」『中国新聞』1955 年 8 月 23 日
- 222 中川 (2015) pp48(11)-29(30)
- 223 『広島新史 財政編』広島市 1983 年 p189
- 224 『平和都市生誕』坂本健順 (社) 広島文化社 1950 年 p6
- 225 「平和都市を動かしたもの」藤本千万太『広島新史編修手帖』No.3 広島新史編修委員会専門部会 1979 年 pp25-32
- 226 『『広島平和記念都市建設法』の制定過程とその特質』石丸紀興『紀要』No.11 広島市公文書館 1988 年
- 227 Ibid. pp13-15
- 228 Ibid. p21
- 229 Ibid. p15
- 230 将校および准士官以上の兵士の勤務状況について報告されている。
- 231 *Daily Report of Change, 28 Dec. 1948*, Daily Journal (16 December 1948 – 31 December 1948), PHW
- 232 *Daily Report of Change, 18 Jan. 1949, & Daily Report of Change, 21 Jan. 1949*, Daily Journal (17 January 1949 – 31 January 1949), PHW
- 233 *JOURNAL #17* 21 Jan. 1949, Daily Journal (17 January 1949 – 31 January 1949), PHW
- 234 *Monthly Military Government Activities Report (Annex B-1 – Public Health Activities) 1 January through 31 January 1949*, Annex B-1, B-2 to Monthly Military Government Activities Report (Monthly Civil Affairs Activities Report) – Hiroshima, PHW
- 235 『文化通信』第 54 号 1949 年 3 月 7 日
- 236 *JOURNAL*, 15 February 1949, Daily Journal (15 February 1949 – 28 February 1949), PHW
- 237 中川 (2015) pp.36(23)-35(24)
- 238 Lindee(1994) pp129-133
- 239 *Interim Report No.6 Covering the Period 14 April to 28 April, 1947*, A.B.C.C., ESS
- 240 Lindee(1994) pp141-142
- 241 Sams,Crawford F., "Medic", Ed. Zabella Zakarian, M.E. Sharpe, 1998, pp286-287
- 242 *Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan* (JCS1380/15)1-13 統合参謀本部「日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」(JCS1380/15 = SWNCC52/7) 1945 年 11 月 1 日, 『日本占領重要文書 第 1 巻 基本編』日本図書センター 1989 年 pp150-154
- 243 Sams(1998) p286
- 244 「〈研究ノート〉ハワード・ベルと広島の子童文化」中川利國 2015 年『広島市公文書館紀要インターネット臨時増刊号 (平成 27 年 12 月)』 Web: <http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1371368273682/index.html>

正誤表

	修正前	修正後
p29 23 行目	1950 年に	→ 1955 年に
p35 最終行	1949 年 5 月 1 日に	→ 1950 年 5 月 1 日に
p42 30 行目	『中国新聞』1948 年 7 月 13 日,15 日	→ 『中国新聞』1949 年 7 月 13 日,15 日
	『夕刊ひろしま』1948 年 7 月 13 日	→ 『夕刊ひろしま』1949 年 7 月 13 日